

鳴門教育大学

目 次

I	認証評価結果	2-(28)-3
II	基準ごとの評価	2-(28)-4
	基準1 大学の目的	2-(28)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(28)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(28)-9
	基準4 学生の受入	2-(28)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(28)-16
	基準6 教育の成果	2-(28)-26
	基準7 学生支援等	2-(28)-29
	基準8 施設・設備	2-(28)-34
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(28)-37
	基準10 財務	2-(28)-41
	基準11 管理運営	2-(28)-43
<参 考>		2-(28)-47
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(28)-49
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(28)-50
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(28)-52
iv	自己評価書等	2-(28)-58
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(28)-59

I 認証評価結果

鳴門教育大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 「優秀教員表彰制度」を制定し、教員の教育研究に対する意欲の増進を図っている。
- 教員の実践的指導力の育成を熱心に進めており、全国に先駆けて教員養成コア・カリキュラム（鳴門プラン）を開発し、その成果は、「教育実践の省察力をもつ教員養成－教育実践力自己開発・評価システムを組み込んだ教員養成コア・カリキュラムの展開を通して－」として、平成 18 年度の文部科学省特色GPの採択につながっており、また、学士課程の教育の充実に資している。
- 平成 19 年度には、文部科学省現代GPに 1 件、文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに 1 件が採択されている。
- 教職員による国際交流基金が設けられ、外国人留学生への支援が行われている。
- 教育実践資料が豊富な「大村はま文庫」、教科教育研究上有意義な文献が豊富な「野地潤家文庫」が設けられ、それぞれ有効に活用されている。
- FD活動が授業改善に焦点化され、それを実現するために「授業公開」、「授業研究会」、「ワークショップ」などが実施され、また、学部・大学院の授業改善研究の成果が研究論考集にまとめられている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学校教育研究科特別支援教育専攻において、教員配置に関して 3 年 3 か月間大学院設置基準違反の状態が続いていた。今後は、大学院設置基準の遵守が強く求められる。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の目的は、創設の趣旨・目的を踏まえ、学則第 1 条において「学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的研究を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成し、もって教育、学術及び文化の進展に寄与することを目的とする。」と定められるとともに、中期目標においても、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や養成しようとする人材像が明示されている。

また、学士課程においては、学部・専修ごと、大学院課程においては、研究科及び専攻あるいはコースごとにそれぞれ養成しようとする人材像等が定められている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的は、学則第 1 条に定められている。学部の目的は、学則第 29 条に「学術の中心として広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的とする。」と定められ、また、「学部の目標」としては、「教員として必要な基礎的な資質や能力を養うとともに、広い視野に立って教育活動を行い、地域の教育課題に応え、教育の改善に役立てることのできる教員の養成を行う。」と定められている。

これらの内容は、学校教育法第 52 条に規定された「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」という大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、学則第 57 条において「広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度の教育研究能力を養うとともに、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。」と定められ、また、「大学院の目標」において「教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのでき

る高度な実践的力量を涵養する。」と定められている。

これらの内容は、学校教育法第 65 条に規定された「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」という大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的は、ウェブサイトを通じて、教職員及び学生が常時見ることができる状況にあり、さらに、大学概要、学生生活案内、学部履修の手引及び大学院履修の手引等の冊子が配布されているほか、新入生オリエンテーション及び新任職員研修においても説明が行われている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の目的は、ウェブサイトに明示され、また、大学概要、大学院ガイドブック及び大学案内等の冊子が幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の教育機関等に配布され、公開講座や大学説明会等においても、機会あるごとに同冊子が配布されている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号、施行日：平成 19 年 12 月 26 日）」施行に伴い、学校教育法第 52 条は第 83 条に、同法第 65 条は第 99 条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学校教育学部の目的は、学則第29条において「学術の中心として広く豊かな知識を受けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的とする。」とされており、そのために、学校教育教員養成課程が置かれ、その下に4専修が置かれている。さらに、特定の分野についての専門性を深めるため、21コースが置かれている。なお、専修・コースの構成は、以下のとおりである。

- ・ 幼児教育専修
- ・ 小学校教育専修：学校教育、国語科教育、英語科教育、社会科教育、算数科教育、理科教育、音楽科教育、図画工作科教育、体育科教育、技術科教育及び家庭科教育の11コース
- ・ 中学校教育専修：国語科教育、英語科教育、社会科教育、数学科教育、理科教育、音楽科教育、美術科教育、保健体育科教育、技術科教育及び家庭科教育の10コース
- ・ 障害児教育専修

これらのことから、学部及びその課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育については、学部教務委員会の下に設置された教養運営専門部会がその基本理念及び実施方法を検討している。現在、教養教育は「教養基礎科目」を根幹とし、「現代社会の諸問題」及び「身体運動・表現コミュニケーション」の2領域から構成されている。この中で、7人の教員による「阿波学（地域文化研究）」のようなユニークな授業科目も開設されている。

さらに、学部教務委員会の下には、学生による授業評価専門部会も置かれており、各授業の最終回に受講生による授業評価を実施し、それによって教員が学生の習得状況、今後の改善点などを把握して、教養教育の在り方を検討している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学則第57条に定められた大学院の目的に基づき、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度の教育研究能力を養うことを目的に学校教育研究科が設置され、さらに以下の3専攻12コースが置かれている。

- ・ 学校教育専攻：人間形成、学校改善、授業開発、生徒指導、臨床心理士養成、幼年発達支援、総合学習開発の7コース
- ・ 特別支援教育専攻
- ・ 教科・領域教育専攻：言語系、社会系、自然系、芸術系、生活・健康系の5コース

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的なセンターとして、地域連携センター、実技教育研究指導センター、高度情報研究教育センター及び心身健康研究教育センターの4つのセンターが設置されている。

地域連携センターは、地域連携分野と実地教育分野の2分野からなり、前者は学校教育の特に教育課程開発、授業開発に関する実証的・実践的研究等、後者は実地教育に関する企画・運営、指導と評価等の事業を実施している。

実技教育研究指導センターは、実技教科（音楽、美術、体育、言語）に関する学習支援と、その指導力の涵養を図ることを目的としている。

高度情報研究教育センターは、情報に関する学術研究と教育の推進及びその支援を目的としている。

心身健康研究教育センターは、学生・職員の心身の健康保持・増進に関する研究と教育の実施、定期健康診断、救急治療、健康相談及び精神保健相談を業務とする「心身医療・健康管理分野」と心理的問題で悩む幼児、児童、生徒、成人及びその家族に対する臨床心理的サービスの提供、教育現場からの求めに応じた生徒指導上の問題に関する助言、大学院生の相談活動に関する教育・訓練の実施、就学前教育・学校教育に携わる教員に向けての研修等の活動を業務とする「心理・教育相談分野」の2分野から構成されている。

また、現代的社会の教育に関わるニーズに応える時限的措置として、小学校英語教育センター及び教員教育国際協力センターの2つのセンターが設置されている。

さらに、附属学校園として、小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園が設置されている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に必要な運営組織として、国立大学法人法に規定する教育研究評議会、学校教育法に規定する教授会、研究科委員会が設置され、教育活動に係る重要事項が審議されている。

教育研究評議会は、毎月1回開催され、大学としての教育研究活動の基本的な方針等の審議が行われている。

教授会は、学長、理事及び教授によって構成され、毎月1回の定例会議に加え、必要に応じ臨時に開催

され、（１）学部教育課程の編成に関する事項、（２）学部学生の入学、卒業その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項、（３）その他学部の教育又は研究に関する重要事項、が審議されている。研究科委員会も毎月１回開催され、必要に応じ臨時に開催されている。

教育研究評議会、教授会及び研究科委員会の議事内容は、教職員に向けて、ウェブサイト上の「教職員向け情報」に公開されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-2 ② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

有機的な連携を図り、教育課程や教育方法等を検討するための組織として、学部と研究科にそれぞれ教務委員会、その下に教務関連の主要事項を検討する７つの部会、及び関連のセンターが設置されている。

学部教務委員会は、理事１人、教授１０人、地域連携センター所長、地域連携センター教員１人、教務課長及びその他学長が指名する者によって構成され、また、大学院教務委員会は、理事１人、教授１０人、教務課長及びその他学長が指名する者によって構成されている。

これらの教務委員会は、毎月１回の定例会議に加え、必要に応じ臨時に開催され、教務関連事項に関して実質的な検討を行い、審議や検討の結果は教育研究評議会、教授会及び研究科委員会へ報告されている。

また、これらの常設の組織以外に、必要に応じて随時、学部カリキュラム編成小委員会、学部カリキュラム編成専門部会及び教養運営専門部会等が設置され、教養基礎科目及び教員養成コア・カリキュラムの開発が行われた。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準２を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教養教育が熱心に取り組まれており、「阿波学（地域文化研究）」のようなユニークな授業科目も開設されている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制のための基本的方針は、学則及び部組織運営規則に、部と講座及びそれらの構成等が示され、それらに基づき、「教員配置に関する基本方針」を含めた「中期目標期間中の教員の定員管理計画」が定められ、教員配置が実施されている。

教員組織は、第1部から第5部に分けて編制され、それぞれの部を構成する組織として以下の17講座が設けられている。

- ・ 第1部：人間形成講座、学校改善講座、授業開発講座、教育臨床講座、幼年発達支援講座、特別支援教育講座
- ・ 第2部：総合学習開発講座、言語系（国語）教育講座、言語系（英語）教育講座、社会系教育講座
- ・ 第3部：自然系（数学）教育講座、自然系（理科）教育講座
- ・ 第4部：芸術系（音楽）教育講座、芸術系（美術）教育講座
- ・ 第5部：生活・健康系（保健体育）教育講座、生活・健康系（技術）教育講座、生活・健康系（家庭）教育講座

これらの各部には、部を統括・管理する部長が置かれ、各講座には、講座を統括・代表する講座主任が置かれている。

また、地域連携センター等の4つのセンターから成るセンター部、時限的措置として設置されている小学校英語教育センター及び教員教育国際協力センターに所属する教員は、それぞれのセンターの業務に従事するとともに、各自の研究分野に応じて第1部から第5部のうち、いずれかひとつの部を併任し、学部学生・大学院生の教育も担当している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

学士課程・大学院課程で教育研究に当たっている教員は、常勤158人（教授75人、准教授69人、講師9人、助教5人）のほか、授業を担当する嘱託講師として57人が確保されている。また、主要科目は専任教員が担当している。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

学士課程においては、大学設置基準に示された必要教員数に対し、専任教員数は 158 人（うち教授 75 人）を擁し、基準を十分に満たすとともに、課程認定上必要とされる専任教員を適切に配置している。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

平成 19 年 5 月 1 日現在、学校教育研究科においては、研究指導教員 75 人（うち教授 75 人）及び研究指導補助教員 76 人となっている。

学校教育研究科特別支援教育専攻においては、平成 16 年 4 月 1 日から大学院設置基準において必要とされる研究指導教員数を 1 人下回る状況が続いていた。このことは、大学院設置基準違反であり、「基準 3 を満たしていない」と判断しなければならないが、違反状態は平成 19 年 7 月 1 日付で解消している。しかしながら、3 年 3 か月もの長期間、大学院設置基準違反状態が続いたことは、教育研究に重大な支障があったと言わざるを得ない。

また、教科・領域教育専攻生活・健康系コース（技術）においては、教科に係る「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」の基準を準用すると、平成 19 年 4 月より、必要とされる教科教育科目担当の研究指導補助教員数を 1 人下回っている。

これらのことから、学校教育研究科においては、教員の欠員により教育研究に重大な支障を来す状況が続いていたが、現在は必要な教員をおおむね確保していると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

自己点検・評価等の評価結果に基づき、教育面、研究面で優れた業績を有する教員を対象とした「優秀教員表彰制度」が制定され、教員の教育研究に対する意欲の増進を図っている。

平成 19 年 5 月 1 日現在、女性教員の占める割合は 17.8%であり、「鳴門教育大学における女性大学教員の割合を引き上げるための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」が制定され、さらに割合を引き上げるための努力が続けられている。外国人教員は 4 人である。

教員採用に当たっては、性別・国籍にとらわれず、原則として公募制によることとしており、教員の選考は、教員選考基準に関する規則等に則って行われている。さらに、平成 18 年 4 月 2 日以降に採用された教員には、任期制が適用されている。

現職教員の経験を有し、教育実践上の能力の高い教員を確保するため、平成 16 年度に徳島県教育委員会との人事交流に関する協定が締結され、人事交流が行われている。

なお、教員の年齢構成については、大きな偏りはない。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用・昇任については、教員選考基準に関する規則に基づき、「人格、識見、教育研究業績、経歴、学会及び社会における活動、健康状態等」を総合的に審査して行われている。

その手続等は、教員選考規程、教員選考手続きに関する申合せに定められており、学士課程については、必要とされる教育上の指導能力の評価、大学院課程については、必要とされる教育研究上の指導能力の評価が行われている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育研究活動に関する評価は、評価委員会が「自己点検・評価実施要領」に基づき、「自己点検・評価」及び「業績評価」として実施している。

この評価は5段階で行われ、その結果は、教員個人の教育研究活動に対する自己啓発に資するとともに、教育研究費の配分及び給与に反映されている。

このほか、各教員は、担当する学部授業2科目及び研究科授業1科目以上について「学生による授業評価アンケート」の実施が義務付けられており、毎年その結果が公表されている。学生による授業評価アンケートの結果を受けて、教員は、報告書を作成しており、授業の改善に活用している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教育研究上の活動内容を内外に公表するため、研究者総覧が作成されている。研究者総覧からは、専門科目において、教育内容と関連性を有する研究活動が行われていることが確認できる。

研究成果は、文系の教員の場合には、著書あるいはそれぞれの専門分野の学協会誌に論文として発表され、理科系の教員の場合には、内外の学協会誌に英文の論文として発表されている。また、教育学系では、教育研究活動の成果を著書としてまとめたものをテキストとして使用している教員もいる。授業のテーマは、研究内容に分野的に対応しているだけでなく、教員が自らの研究成果を授業へ反映させることに努めることで、研究を分かりやすく教授することを実践している。これらの点は、自己評価結果報告書、シラバスから確認できる。

なお、当該大学では、教員の採用や昇任に当たって、担当授業科目と研究業績の対応がチェックされ、教育研究上の適格性が審査されている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を展開するための教育支援者として、教務課に教育企画・教育支援・地域連携担当の事務職員

が配置されている。さらに、高度情報研究教育センターには、技術職員が配置され、情報教育の支援者・情報機器に関するテクニカル・アドバイザーとして役割を果たしている。また、TAは、平成19年度については延べ47人が採用され、学部の実験助手等として活用されている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「優秀教員表彰制度」を制定し、教員の教育研究に対する意欲の増進を図っている。
- 教員の教育研究活動に関する評価の結果が、教育研究費の配分及び給与に反映されている。

【改善を要する点】

- 学校教育研究科特別支援教育専攻において、教員配置に関して3年3か月間大学院設置基準違反の状態が続いていた。今後は、大学院設置基準の遵守が強く求められる。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

学士課程の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、鳴門教育大学の求める学生像において、以下のとおり明確に定められている。

- ・ 21世紀に生きる人間として豊かな教養を培い、地球的視野に立つて総合的に判断できる力量の形成に努めるとともに、教育者として子どもに対する愛情と教育に対する使命感を醸成し、教育に関する専門的知識を深め、教育実践力を身につけることによって、専門職としての教員を育成することを目指しています。この目的に沿って、新時代を築くにふさわしい卓越した洞察力和豊かな個性を持った有能な学生を求めます。

また、さらに専修ごとに、求める学生像が設定されている。これらの求める学生像は、ウェブサイトをはじめ、学生募集要項及び大学案内等に掲載され、都道府県教育委員会や各国公私立大学など、県内・県外を問わず広く配布されている。また、大学説明会等においても大学案内等が活用され、周知されている。

大学院課程では、学士課程のような入学者受入方針は設けられていないが、大学院の目的に則して学生募集要項を作成し、各専攻・コースの目的及び研究内容等を明記し、学生の受入を行っている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程における一般選抜では、大学入試センター試験及び個別学力検査等の成績、調査書等の内容を総合的に判断して入学者が選抜され、推薦による特別選抜では、出身学校長の推薦に基づき、個別学力検査が免除され、大学入試センター試験の成績（一部では、大学入試センター試験の成績を免除する試験も実施）、推薦書及び調査書、面接、小論文又は実技検査の成績等を総合的に判断して入学者が選抜されている。これによって、教員となるのに相応しい基礎的学力、論理的思考力、独創性、表現力及び人間性を評価している。

大学院課程では、前期と後期の2度にわたり選抜の機会が設けられており、学部卒業者に対しては、筆記試験又は実技試験及び口述試験が実施され、現職教員（教職経験者：3年以上の教職経験を有する者を含む）に対しては、一部の専攻・コースを除いて筆記試験に代えて、「教育実践の記録」等に基づき、口述試験が実施されている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生及び社会人等に特定した入学者受入方針は示されていないが、「鳴門教育大学の求める学生像」及び大学院の目的に沿って、留学生及び社会人の受入が行われている。

学士課程では、私費外国人留学生、帰国子女特別選抜試験が開学から平成 17 年度まで設けられていたが、以後は、毎年志願状況を考慮した上、入試を実施するか否かの方向性を検討している。

大学院課程では、私費外国人留学生特別試験が実施されている。また、現職教員に対しては、筆記試験を一部免除して口述試験に代えることにより、教員としての資質や大学院で学ぶことに対する熱意を重視して入学者を選抜している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜は、学部及び研究科ごとに定められた入学試験委員会規程に則り、学部については学校教育学部入学試験委員会、研究科については学校教育研究科入学試験委員会が統括している。

試験問題の作成・管理に当たっては、入学試験委員会委員長（担当理事）及び副委員長の下、問題作成責任者、試験班及び試験当日の問題点検者によるチェックの 3 段階の点検が行われている。また、試験問題は責任者等により管理されている。

試験の実施に当たっては、実施本部が設けられ、試験班、総括班及び入試課による管理の下で行われ、採点においては、複数の採点者が対応することにより、ミスの防止が図られている。合否判定については、各講座での選考会議、各入学試験委員会、教授会あるいは研究科委員会での審議を経て、公正に決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者選抜方法研究専門部会において、推薦入学試験、個別学力試験（前期・後期）別に、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜方法が採用されているかどうか、学力・意欲・進路等の観点から検証され、その結果は、学部入学試験委員会に報告されている。これらの結果を基に、入学者選抜方法の改善が検討され、具体的な方策の立案が行われている。具体的には、受入学生の小学校及び中学校教員の資質を的確に把握し、学生自身の適性及び客観的な評価による専修の決定方法の改善、同時に入学試験の簡素化を図るため、小学校教育専修と中学校教育専修の募集単位を一本化したことが挙げられる。

また、より適切な入学者選抜方法の在り方を探るため、担当理事・入学試験委員会委員と徳島県内の高等学校の進路担当課長との懇談会が開催されている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

学校教育学部の入学生定員 100 人、学校教育研究科の入学生定員 300 人に対して、平成 15～19 年度の 5 年間における実入学者数の比率は、学校教育学部においては、平均 1.15 倍であり、学校教育研究科においては、平均 0.85 倍である。

学校教育研究科では、改革推進委員会、入学試験委員会等で選抜方法の改善、入学試験の実施時期、各コース間の定員配置やコースの新設など入学定員を充足させる諸方策について検討を行っているが、入学定員を下回る状況が長期間続いている。さらに、当該研究科は、現職教員の研修を創設の主意としているものの、平成 15～19 年度の入学生定員に対する現職教員の実入学者数の比率は、平均 0.26 倍である。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は、おおむね適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

学部の教育課程は、広い学問領域にわたる基礎知識の上に、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の教員としての総合的な能力を修得させることを目的に、4年間を通じて全体の調和と総合性を配慮して編成している。

授業科目は、教養基礎科目、教育実践コア科目、教職共通科目、専修専門科目及び卒業研究に区分され、また、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目及び選択科目の配当も適切になっており、総合的志向と専門的志向が調和するように配置されている。特に、教育実践の中核となる科目として、教育実践能力の育成を重視する教育実践コア科目が1年次から3年次まで系統的に展開され、さらに、教職共通科目において実地教育・ふれあい実習等が体系的な計画の下に1年次から4年間にわたって実施されている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

- 5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教養基礎科目は、高等学校までに獲得した知識と大学で習得する知識を関連づけるために、学問横断的な「現代社会の諸問題」と、自己表現力などの習得を目指す「身体運動・表現コミュニケーション」とい

う2領域の授業科目からなっている。

教育実践コア科目は、あるべき教師像を考える「初等中等教育実践基礎演習」と、教師としての実践的指導力を育成する「初等中等教科教育実践」により構成されている。

教職共通科目は、教職に関する専門科目であり、学校教育の理論的・実践的分野に関わる科目を含んでいる。

専修専門科目では、学生の専修・コースに応じて、それぞれの分野での指導力を高め、教育実践と教育研究を進めていく能力・態度を培う授業科目が開設されている。

卒業研究は、教養基礎科目、教職共通科目及び専修専門科目などの学習を基に、学生自身が課題を設定し、研究を行うものになっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

授業は、教育実践力のある教員養成という目的に則して、各授業の目的及び趣旨、到達目標が掲げられ、シラバスにおいてもその内容が明示されている。

授業の内容については、学界等の動向などを把握し、これを反映している科目が多いことがシラバス等から確認できる。シラバスには、最新の資料や学生が研究動向等を把握するのに必要な参考文献等が提示され、学生に学界や社会の動向を伝達する方法も工夫されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものになっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部 of 授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

学生や社会の多様な要請に応えるため、教育上有益と認めるときは、60単位を超えない範囲で、他の大学や短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定が可能になっている。単位互換については、放送大学及び徳島大学総合科学部との間で協定が締結されており、また、教員採用が内定した学生を対象に、「教員インターンシップ」が実地教育における選択科目として単位化されている。

また、社会のニーズにより、教育職員免許状以外にも保育士、学校図書館司書教諭及び学芸員の資格取得のための授業科目が開講されている。

編入学については、欠員のある場合に限り、選考の上、短期大学や高等専門学校を卒業した者を受け入れる制度が設けられている。

平成19年度には、文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に「遍路文化を活かした地域人間力の育成―歩き遍路による「いたわり」情操教育と遍路地域の「まるごと博物館」構想―」が採択されている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の実質化を実現するために、全学において、学習指導の確保、授業目的等の明確化及び成績評価の具体化が指向されている。

学習指導の確保については、クラス担任、指導教員及び授業担当教員による直接的指導や教務課職員による間接的教育支援が行われている。

授業目的等の明確化、成績評価の具体化については、シラバスに授業の目的及び主旨、さらに到達目標が明示され、各単元の授業内容が提示されるとともに、授業形態、成績評価の方法、評価配分率、履修上の留意点、使用するテキストや参考文献が明記され、学生に学習の方法（事前・事後学習）や姿勢を示している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

教養基礎科目及び教育実践コア科目は演習中心（教養基礎科目：演習 76%、教育実践コア科目：演習 98%）、教職共通科目及び専修専門科目は講義中心（教職共通科目：講義 69%、専修専門科目：講義 52%）であり、教員養成大学の目的に照らして、授業形態の割合は、科目区分の性質に則した適切なバランスと言える。また、それぞれの教育内容に応じて、討論を主とする授業形態、少人数教育、附属学校園・近隣の幼・小・中学校及び特別支援学校等との連携によるフィールド型授業など、指導方法も工夫されている。

当該大学では、教員の実践的指導力の育成を熱心に進めており、全国に先駆けて教員養成コア・カリキュラム（鳴門プラン）を開発し、その成果は、「教育実践の省察力をもつ教員養成－教育実践力自己開発・評価システムを組み込んだ教員養成コア・カリキュラムの展開を通して－」として、平成 18 年度文部科学省特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）の採択につながっており、また、学士課程の教育の充実に資している。

英語コミュニケーションでは、嘱託外国人講師による少人数グループ教育、総合演習では、少人数グループによるフィールド型授業が実施されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

個々の教員は、シラバス作成要領に従い授業計画を作成している。その構成は、「授業科目名」、「標準履修年次」、「担当教員・所属・研究室番号」、「授業の目的及び主旨・到達目標」、「授業計画」、「成績評価方法」、「テキスト・参考文献」及び「履修上の注意事項」等の項目で統一されている。

シラバスは、全学生に配布されるとともに、ウェブサイトにも公開されている。

学生は授業科目の選択及び学習準備の際に、教員はガイダンス及び各授業の成績評価の際に、シラバス

を活用している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習に対する配慮については、実技教育研究指導センターをはじめ、高度情報研究教育センターやその情報端末のほか、図書館及び専修室等が整備されている。

基礎学力不足の学生に対する配慮については、実技教育研究指導センター所属教員による初等・中等教育に関わる実技能力（音楽・美術・体育・言語）の補習授業が設けられ、学生の状況に応じた補充的指導が行われている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、学則第49条及び学校教育学部履修規程に基づき、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、及びD（59点以下）の5段階で評定され、S、A、B、Cが合格とされている。このことは、年度ごとに学生全員に配布されている履修の手引及びウェブサイトにも明示されている。なお、授業科目ごとの具体的な成績評価方法については、シラバスに明示されている。

また、卒業認定基準は、履修の手引及びウェブサイトにおいて、専修ごとに修得すべき単位数が一覧表に示されるとともに、専修・コースごとに、具体的な履修内容について詳細かつ明瞭に記載されている。

さらに、それぞれの専修の卒業認定基準に基づく各年次の履修計画については、入学後まもなく実施されている1年次学生合宿研修において、個々の学生の取得希望免許状に応じた履修計画を個別に指導しているとともに、ウェブサイトにおいても周知している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

各授業科目の成績評価については、試験、レポート、授業への出席状況及び授業態度等を総合して行うことになっており、その旨は、シラバスに「成績評価方法」として明示されている。

単位認定については、各授業担当教員が評価を行い、合格者には所定の単位が与えられる。また、卒業研究については、「卒業研究に関する申合せ」に基づき指導教員が評価を実施している。

卒業認定については、学部教務委員会で、単位修得状況が卒業要件を満たしているかを確認し、その後、教授会の議を経て、学長が行うこととしている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生の成績は、授業担当教員がLive Campus 上に入力し、学生は、リアルタイムでウェブサイトを通して閲覧する事が可能となっている。また、Live Campus では得点分布図の表示が可能であり、学生自身の成績がどの位置にあるかを確認できるようになっている。

その際、成績内容に異議等がある場合には、教務課職員又は授業担当教員に申し立てることができる。これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院の教育課程は、学校教員として幅広く高度な専門性を身に付けるための基盤となる教職基礎科目（各専攻共通）、各専攻・コースについての高度な専門性を身に付けるための専門科目、さらに学校教員として高度な教育実践能力の養成を目的とし、分野ごとに開設される教育実践研究、そして修士論文に発展させる課題研究により編成されている。

教職基礎科目は、学校教育・特別支援教育関係の現代の教育課題を把握するための科目である「教育課題探究A」（2単位）と教科・領域教育関係の現代の教育課題を把握するための科目である「教育課題探究B」（2単位）から構成されている。

さらに、専門性を身に付けるための専門科目については、8単位から10単位（日本語教育分野では14単位）が、また、各専攻共通で教育実践研究（2単位）が課せられる構成となっており、その上で、修士論文に発展させるための課題研究（6単位）が置かれている。

このように、教員としての高度な実践的能力が養成されるように編成されている。なお、修士課程修了者には、「修士（教育学）」の学位が与えられる。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

授業の内容は、「大学院の目標」の趣旨に則し、講義科目、演習科目及び実験・実習科目により構成されている。

教育課題探究Aでは、例えば「学校改善の課題」について、学校内外の連携構築の必要性とその可能性についての理解を深めることを目的として、教師－学習者、教師－教師、学校－地域・家庭の諸関係における改善課題を分析するなど、これからの教師の在り方を探求するにふさわしい内容となっている。また、教育実践研究において「総合学習」を取り上げている場合では、カリキュラム開発を進めている学校現場と共同研究体制を構築して、対象校のニーズや課題を十分に理解し、緊密な連携の下に総合的な学習に関するカリキュラム開発、教材開発及び評価法開発等を行うことにより、総合的な学習のカリキュラム開発に求められる実践的能力の養成が可能となるようにしている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

授業については、各専攻・コースの学習・教育目標や特性に応じて、シラバスに参考文献等が記載されていることにより、関連する内外の学界の研究活動の成果を踏まえた展開が可能となっていることが見て取れる。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の実質化を確保するために、学習指導の確保、授業目的等の明確化及び成績評価の具体化が指向されている。

学習指導の確保では、研究指導教員・授業担当教員による直接的指導や教務課職員による間接的教育支援が行われている。

授業目的等の明確化、成績評価の具体化については、シラバスに授業の目的、主旨及び到達目標が明示され、また、各単元の授業内容が提示されるとともに、授業形態、成績評価の方法、評価配分率、履修上の留意点、使用するテキストや参考文献が明記されている。このように、学生に学習の方法（事前・事後学習）や姿勢を示している。また、授業の到達目標を示すことにより、学生の努力目標が明確となり、学生の自主学習意欲を促している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

現職教員の教育を大学の目的とし、現職教員を多く受け入れていることから、教育方法の特例として大学院設置基準第14条を適用しており、昼夜開講制を希望する学生に対して、入学時に履修ガイダンスを設け、個別に履修指導を行い、それぞれの状況に応じた授業計画が立てられるようになっている。この場合、学則において「夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」と明記されており、学生が自らの学習目標を設定し、必要な学習時間を確保できるように、指導教員と相談の上、時間割を作成できるようにしている。

昼夜開講制に伴う夜間開講科目は、教職基礎科目及び教育実践研究については、毎年開講され、また、専門科目については原則隔年で開講されており、2年間で希望する授業がすべて受講できるようになっている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

大学院の授業の多くが受講生10人以下で編成されるため、少人数かつ対話・討論形式の授業が可能である。そのため、大学院の授業科目については、「講義」、「演習」等の明確な区分は設けておらず、授業の内容に応じて適宜、有効かつ多様な授業形態をとることとなっている。

「教育実践研究」では、学校現場の課題に即した授業内容を設定することが主流となっていることから、教育現場に出向いて現場の教師とともに課題の解決に取り組むフィールド型の授業が行われている。

「課題研究」では、学生の学習成果を修士論文に結び付けるため、小グループを編制するなど、少人数教育が実施されている。また、「教育課題探究A・B」においても、研究課題によっては、同様に少人数教育が実施されている。

「教育実践研究方法論」では、専門的立場の異なる複数の授業担当者による講義や大学院生自身による事例報告等を通して実践研究の在り方や方法論について検討を行うため、SCS（Space Collaboration System：全国の大学などを結ぶ衛星通信ネットワーク）を活用した他大学との共同授業が実施されている。

さらに、平成19年度には、文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに「教育の専門職養成のためのコア・カリキュラムー地域との連携を通して院生の授業力向上をはかる大学院改革ー」が採択されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバス作成要領に基づいて、個々の教員は授業計画を作成している。その統一項目は、「授業の目的及び主旨・到達目標」、「授業計画」、「履修上の注意事項」、「成績評価方法」、「テキスト・参考文献」等で構成されている。

シラバスは、全学生に配布されているとともに、ウェブサイトにも公開されている。

学生は、履修、授業科目の選択及び学習準備の際にシラバスを活用している。「平成17年度大学院授業評価アンケート調査結果」を見ると、シラバス活用度を直接示す項目はないが、シラバス項目中の「授業計画の適切度」、「紹介されたテキスト・参考書の役立ち度」、「成績評価の適切度」等はそれぞれ高い評価を得ている。

また、シラバスは学生によるアンケート調査結果を踏まえ、毎年12月に次年度版が作成されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

「教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量を涵養する。」ことを目標として、入学時に学生が提出する研究指導調書を基に、学生自身の研究テーマに沿った研究指導教員を決定するようにしている。さらに、専門分野に関して高度の専門性を深化させるとともに、理論的・実践的な教育研究の能力を習得させるため、個別指導を行う体制がとられている。

研究指導については、教授、准教授、講師及び助教のうち、「研究科授業担当教員の認定に関する手続

き」によって認定を受けた教員が当たっており、その業務内容については、（１）研究計画及び授業履修に関すること、（２）学位論文又は特定の課題についての研究の成果に関すること、（３）身分（退学、休学等）に関すること、（４）生活指導に関すること、（５）その他学生の修学・就職に関すること、となっている。

また、研究指導が教育課程の趣旨に沿っていることは、「学位論文内容の要旨」から充分うかがえる。これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

学生の研究テーマの決定に際しては、指導教員との協議及び指導の下、学生の意思を尊重する体制がとられている。研究指導・修士論文の作成指導等については、内容によっては、指導教員以外にも複数の教員が指導を行うことにより、多角的な指導を行っている。

また、TAについては、「ティーチング・アシスタント採用計画」に見られるとおり、授業・研究を通じて培った知識や技能を学部・大学院の授業の主に演習及び実習科目において反映させる機会を作り、自己の研究を整理・具体化するとともに、教育的能力を育成することに役立てられている。RAについては、4人が採用され、研究補助者として研究プロジェクトに参画し、当該研究活動等に必要な補助業務を行っている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

学位の授与に関しては、学位規程、学位授与手続きに関する細則、修業年限を超えて在学する者の授与に関する特例を定める「学位授与の手続きに関する特例について」などが整備されている。

学位論文の作成に当たっては、これに関する授業科目として「課題研究Ⅰ」（１年次）、「課題研究Ⅱ」（２年次）が設けられ、個別の研究指導・論文指導の機会を保障するとともに、研究指導教員が指導する体制になっている。さらに、各講座が主催する修士論文の中間発表会等を通して、当該コースやコース外の教員の指導も受けられる指導体制が整備されている。

このほか、学位論文の精度をより確かなものとするため、学生には研究の成果を学術誌や学会で発表するように指導されている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準については、学則第49条及び学校教育研究科履修規程第11条で定められており、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）の5段階が設定され、S、A、B、Cを合格としている。なお、授業科目ごとの具体的な成績評価方法については、シラバスに明記されている。

修了認定については、学則第73条、学校教育研究科履修規程第4条及び第5条に定められており、大学院に2年以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することが要件となっている。また、芸術系コースに所属する学生に限り、学則第73条の

2に基づき、実技又は作品をもって修士論文に代えることができ、論文審査委員会が評価を実施することになっている。

これらの基準は、履修の手引に明記され、4月の入学時のガイダンスで全学生に配布し説明されるとともに、ウェブサイトでも公表されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価については、試験、レポート、授業への出席状況及び授業態度等を総合して行うこととしており、その旨は、シラバスに「成績評価方法」として、例えば、「全授業数の70%以上出席した者のみ成績評価の対象とする。評価の観点担当部分の発表状況(20%)、各授業における討議への参加状況(30%)、最終課題に対するレポート内容(50%)とし、各評価点を合計したものが60点以上の者を合格とする。」等のように明示されている。

単位認定については、「成績評価基準S、A、B、C、Dの5種類の評語を以て表し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格」という基準に基づき、授業担当教員が評価を行い、合格者には所定の単位を与えることとしている。

修了認定については、学位論文について、論文審査委員会の審査が義務付けられており、また、大学院教務委員会では、単位修得状況等が修了要件を満たしているか確認が行われ、それらの審査・確認の後、研究科委員会の議を経て学長が認定を行うこととしている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文の審査体制については、学則第75条に基づく学位規程に従い、学位論文を受理してから、論文ごとに、研究科委員会の議を経て論文審査委員会(主査1人・副査2人以上)が組織されている。また、研究科委員会が必要と認めたときは審査協力者として他の大学や研究機関に所属する教員等を加えることができるようになっている。

論文審査委員会は、口述又は筆記試験を実施・審査した上で合否判定を行い、判定結果は、3分の2以上の構成員が出席する研究科委員会で学位授与の可否を審議し、3分の2以上の出席者の同意によって授与を判定の後、学長に報告されている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価は、授業担当教員がLive Campus 上に入力し、学生がリアルタイムでウェブサイトを通して閲覧する事が可能となっている。また、Live Campus では得点分布図の表示が可能であり、学生自身の成績がどの位置にあるかを確認できるようになっている。

学生は、Live Campus を活用することで、24時間、いつでも、どこからでもウェブサイト上で成績の確認ができるようになっている。その際、成績内容に異議等がある場合には、教務課職員又は授業担当教員に申し立てることができる。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員の実践的指導力の育成を熱心に進めており、全国に先駆けて教員養成コア・カリキュラム（鳴門プラン）を開発し、その成果は、「教育実践の省察力をもつ教員養成－教育実践力自己開発・評価システムを組み込んだ教員養成コア・カリキュラムの展開を通して－」として、平成18年度の文部科学省特色GPの採択につながっており、また、学士課程の教育の充実に資している。
- 平成19年度の文部科学省現代GPに「遍路文化を活かした地域人間力の育成－歩き遍路による「いたわり」情操教育と遍路地域の「まるごと博物館」構想－」が採択されている。
- 平成19年度の文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに「教育の専門職養成のためのコア・カリキュラム－地域との連携を通して院生の授業力向上をはかる大学院改革－」が採択されている。

基準 6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準 6 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的研究を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成しようとする大学の目的に沿って、教養教育、教職教育及び専門教育等において、学生が身に付けるべき学力、資質・能力や養成しようとする人材像が、学部では専修ごと、研究科では専攻あるいはコースごとに示されている。これらの内容は、大学案内、ウェブサイト及び大学院紹介DVD等で公開され、専修・専攻ガイダンス等ではもとより、オープンキャンパスや各種大学・大学院説明会等でも説明されている。

学生に対する教育の達成状況を検証・評価するための取組については、少人数教育が主体となっていることから、各専修・コースのクラス担当教員と卒業研究の指導教員、課題研究の指導教員が中心となって、各講座で行われている。

検証のための全学的な取組については、教授会、研究科委員会、学部及び研究科の各教務委員会が成績評価、卒業及び修了認定、実地教育の受講資格における評価を行っている。

また、実地教育については、学部教務委員会の実地教育専門部会において、附属学校園等と連携しつつ、検証が行われている。

さらに、毎年学部及び研究科の各教務委員会の下に「学生による授業評価専門部会」及び「大学院生による授業評価専門部会」が組織され、学生による授業評価が每学期実施され、評価結果が各教員にフィードバックされるとともに、その分析・評価と授業改善のための具体策が学生による授業評価実施報告書等にまとめられ、公表されている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教員養成大学としての大学における教育の成果は、学部の実地教育受講資格判定、学部・大学院における単位修得、卒業・修了及び学位取得、教育職員免許状一括申請件数の状況から判断することができる。

附属学校園実習の受講資格は、教養基礎科目、教育実践コア科目、教職共通科目及び専修専門科目の各単位修得に一定の基準が設けられ、これを修得した者とし、学部3年次の前期に学部教務委員会の資格判定を経て、受講者が決定されている。平成14～18年度の5年間における実地教育受講資格判定状況では、

各年度とも 94.8～97.5%の学生が附属学校園実習の受講資格を得ている。

学部・大学院における単位認定については、平成 18 年度から S～D の 5 段階評価に改められ、C 判定以上が合格で単位を修得でき、D 判定が不合格である。平成 18 年度の学部・大学院における各授業科目区分の成績評価において D 評価となった者の割合は、学部では 5 科目区分の平均が 8.6%、大学院では 4 科目区分の平均が 2.3% である。学部における不合格の割合は、教職基礎科目、自由選択科目に多い。大学院における不合格の割合は、学部と比較して全体的に低い。A 以上の判定は学部では、S 19.8%、A 42.0%、大学院では S 55.3%、A 36.3% と両者とも高く、特に後者の大学院の方が高くなっている。

平成 18 年度における学位取得率は、学士課程では 93.0%、修士課程では 84.8% である。

学部と大学院の平成 18 年度教育職員免許状一括申請件数については、学部では複数の免許状を取得させるための教育課程が編成されており、申請人数は 100 人で教育職員免許状一括申請件数は延べ 340 件、大学院では申請人数は 122 人で教育職員免許状一括申請件数 257 件であり、ほとんどが専修免許である。

教育職員免許状以外の資格については、保育士 5 件、学校図書館司書教諭 26 件、学芸員 11 件のほか、その他臨床心理士の受験資格（資格認定の申請資格）を取得する者もいる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教育上の効果等達成状況を点検し改善するために、平成 12 年度から全学規模で学生による授業評価が実施されており、その結果は「学生による授業評価実施報告書」及び「大学院生による授業評価実施報告書」にまとめられ、学内外に公表されている。

これらはアンケート調査によるもので、学部では、教養基礎科目、教育実践基礎科目、教職科目及び専修専門科目の中から、各教員が原則として前期・後期にそれぞれ 1 授業科目以上を選択して、実施されている。学部では、①授業概要について 2 項目、②授業の内容等について 4 項目、③学生自身の授業への取り組みについて 5 項目、④教員の授業の進め方について 8 項目、⑤授業に対する満足度 1 項目の合計 20 項目で行われ、大学院では合計 17 項目となっている。また、評価結果は、学部では項目ごとに 5 段階評価の度数及びパーセントの分布で示されている。

この調査結果によると、授業に対する満足度の設問に対して「非常にそうである」あるいは「かなりそうである」と回答した学生の割合は、科目及び授業形態によって差が見られるが、56.4～95.3% となっている。

大学院生による授業評価では、教員自らが回答を分析し、授業の成果と今後の課題についての考察を加えたものを報告し、「大学院生による授業評価実施報告書」としてまとめられている。また、授業評価の英訳版が作成され、留学生に対しても授業評価が実施されている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業生の平成 16～18 年度の 3 年間の就職率は、76.0～79.7% であり、教員採用率（正規採用以外を含む）は 62.4～64.0% である。また、卒業生の進学率については、12.7～18.0% である。

平成 16 年度及び平成 17 年度の現職教員の大学院生を除く修了者の就職率は、それぞれ 80.5% と 75.3%、教員採用率（正規採用以外を含む）は 42.8% と 43.3% である。

修了者の教職への就職率については、卒業者と比較して低い状況にあるが、連合大学院博士課程等への進学及び保育士、学校図書館司書教諭、臨床心理士等、教職以外への就職が見られることは社会のニーズに沿った教育の成果とも言える。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教育の成果や効果を知るために、平成 17 年 1 月に、徳島県下の各教育委員会教育長及び徳島市・鳴門市の小学校・中学校の校長に対して、当該大学の教育の成果や効果についてアンケート調査が実施されている。教育長等からの回答では、「鳴門教育大学を卒業した教員の印象」については、(a)「教育者としての使命感や自覚がある」という問いに対して「そう思う」が 33.3%、「どちらかと言えばそう思う」が 46.0%となっている。また、(b)「生徒に対する教育的愛情がある」については「そう思う」が 38.1%、「どちらかと言えばそう思う」が 42.9%となっている。さらに、同世代の他大学卒業の教員と比較した場合、(a)の問いについて「そう思う」が 19.0%、「どちらかといえばそう思う」が 38.1%、(b)の問いについて「そう思う」が 20.6%、「どちらかといえばそう思う」が 34.9%となっている。

また、平成 15 年 3 月に実施された大学院を修了した現職教員に対する「鳴門教育大学大学院の教育研究についての調査」のアンケート項目「大学院で学んだ授業内容が教育現場に役立つと思うか」についての質問に対しては、「思う」と「やや思う」が合わせて 97.2%となっている。

このほか、学長、理事及び学長補佐等が、例年当該大学に派遣実績のある四国各県の教育長をはじめ、都道府県教育委員会を訪問（平成 18 年度実績 36 件）し、卒業・修了生に対する意見を聞く取組が実施されている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部及び大学院の入学生には、入学時に2日間にわたって教育課程、履修手続及び学生生活等に関してのガイダンスが実施されている。その中で、各専修・コース（学部）、各専攻・コース（大学院）においてもオリエンテーションが行われ、授業科目や専門、専攻についてのガイダンスが行われている。さらに学部の入学生には、引き続き1泊2日の学外合宿研修が行われている。研修内容は、担当理事、クラス担当教員及び教務部職員による説明、講演、クラス別交流会（各コースにおける履修計画の説明・履修指導、学生生活指導）、履修・学生生活相談などがあり、それらによって新入生が大学での学習生活に速やかに溶け込めるよう、きめ細やかなガイダンスが実施されている。また、学外合宿研修については、終了後に、アンケート調査が実施され、研修内容のさらなる充実に努めている。

さらに在学生に関しても、4月に新入生とは別枠で各講座教員による各専修・コース別（学部）、各専攻・コース別（大学院）のガイダンスが行われている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

学部では、「教員と学生及び学生相互の交流を図るとともに、教員が学生の修学・学生生活等に関する事項について指導助言等を行う」という目的のため、各専修・コース・学年別にクラスが編成され、各クラスにはクラス担当教員が置かれ、学生の学習相談や助言が行われている。卒業研究の指導教員が決定した時点からは、主としてその指導教員が、学習相談、その他学生生活に関する事項等についての指導助言を行っている。

大学院生については、入学後速やかに研究指導教員が定められ、学習相談・助言に当たっている。

オフィスアワーは、全学的に各教員が授業ごとに週1回以上設けており、授業概要及びウェブサイト上において、連絡先及び実施時間が担当教員の電子メールアドレスとともに学生に周知されている。

また、学生総合相談室が設けられており、キャンパスライフのあらゆる問題、疑問、悩み事について、教員や事務職員が相談を受けるシステムが整備されており、学生の相談に当たっている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生の生活や修学の実態、意識及び意見等について、アンケートによる「学生生活実態調査」が、これまでもおおむね隔年で計9回実施されており、最近は平成17年度に実施されている。

この調査は、休学者・留学者を除く学部・大学院の学生全員を対象として、無記名方式で実施されている。調査項目を学部学生についてみると、入学の経緯から卒業後の進路まで11項目（質問数60）に及ぶ広範囲となっており、学生相談等で抱えている悩みや問題などが把握されている。大学院生についてもほぼ同じ項目で実施されている。回収率は学部学生で83.2%、大学院生で84.2%と高く、有意義な調査となっている。この調査結果は、「学生生活実態調査報告書」として、学内に周知されている。

また、学部学生の第2年次・第3年次のクラス代表者と学長をはじめとする大学執行部との懇談会が毎年開催され、学生のキャリアプランや大学の授業内容・方法及び大学生活に関する事項などについて希望や意見を聴く機会となっている。

それ以外にも学内各所に設置された意見箱やウェブサイト上の専用のメールアドレス、学生総合相談室での相談により、学生の様々な意見や希望を直接聴取する道が開かれている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

外国人留学生は、16カ国から34人が在籍しており、全学生の3.3%を占めている。国際交流や留学生支援を目的とした国際交流チームが設置されており、常時6人のスタッフが留学生の支援に当たっている。留学生には、英語、中国語及び日本語の3カ国語版で『外国人留学生の手引き』が配布され、学生生活に関わる諸事項を確認することができるようになっている。また、これらはウェブサイト上でも見ることができる。

留学生の入学当初の不便さを緩和するために、日本人学生によるチューター制度が設けられ、学部学生は入学後2年間、大学院生・研究生は渡日後1年間、チューターによる指導が受けられるようになっている。さらに、留学生担当教員を1人配置することにより、生活・学習の両面からサポートしている。

このほか、留学生に対する学習支援として、「日本語補講」及び「日本の教育と文化」の授業科目が設けられ、さらに外国人留学生見学旅行（日帰り）や日本文化体験等の支援プログラムが用意されている。また、留学生用の研究室として、インターナショナルルームがあり、研究用のパソコン、テレビ、ビデオ等が設置されている。

障害のある学生については、学生支援室及び教務課が窓口として対応し、その学生が不利益を被ることなく学習できるように支援を行う体制を整えている。

社会人学生に対しては、昼夜間授業が開講されているほか、電子メールやウェブサイトで常時必要な事項が周知されている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学部学生には専修室、大学院生には院生室が設けられており、情報端末については、高度情報研究教育センターをはじめ、各棟に端末室が設置され、合計 129 台が確保されている。高度情報研究教育センターの端末室は講義で使用している時間帯以外であれば、また、講義棟等の各端末室についても、それぞれ I Dカードにより利用が可能となっている。

各棟内と附属図書館には、無線 LAN が整備されているほか、附属図書館には、研究個室（12 室）・セミナー室（2 室）が設置されており、利用頻度が特に大学院生において高くなっている。視聴覚室は、土曜日、日曜日及び祝日（学生休業期間中を除く）も利用可能である。また、芸術棟には 40 室を超えるピアノ練習室があり、常時自主練習が可能となっている。

これらのことから、自主的学習環境が整備され、利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動及び課外活動団体等の組織的活動は、学生の自己責任で行われるものであるが、自我の形成を図り、社会人として責任ある行動をとりうる豊かな人間性を育てるものと位置付け、これらの活動を大学として積極的に支援している。学生サークルは、課外活動団体・同好会を合わせて、文科系が 18 団体、体育系が 26 団体ある。

学生の課外活動及び課外活動団体等の組織的活動に対しては、学生生活支援チームがその支援に当たるとともに、各サークルには顧問教員が置かれ、指導助言に当たっている。これら課外活動に関する情報は、ウェブサイトでも公開されている。

学部学生をもって組織される学生会の下、課外活動団体会議と課外活動連絡会議が設けられており、課外活動団体間の連絡調整や意見交換が行われている。また毎年、サークル・リーダーシップ・セミナーが開催され、課外活動の発展向上を図っている。課外活動認定団体に対しては、大学として運用基準が設けられ、器具等の購入による活動支援を行っている。

当該大学では、「学生表彰規程」に基づき学生個人や団体の顕著な業績を表彰する制度が設定されており、その中に、課外活動等において社会的に高い評価を得た学生個人や学生サークルを表彰する項目が置かれている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の健康相談・生活相談に関しては、教務課・学生課内に設置されている学生総合相談室及び心身健康研究教育センターにおいて、学生のあらゆる問題、疑問、悩み事の相談に応じる体制がとられている。

相談には、学生総合相談室担当の教員や事務職員が当たっており、心身健康研究教育センターでは、専門の医師と看護師が 1 人ずつ（常勤）、専門カウンセラー（非常勤）と臨床心理士または医師の資格をもつ教員 10 人が対応している。両施設とも学生からの相談についての秘密が守られるように配慮されている。

なお、心身健康研究教育センターの学生の利用状況については、「健康相談及び疾病」、「心理相談」では、それぞれ平成 17 年度 981 人、136 人、平成 18 年度 1,085 人、157 人である。

セクシャル・ハラスメントに関しては、すべての教職員、学生、幼児・児童・生徒及びその保護者並び

に関係者が個人として尊重され、修学、就労、教育及び研究上の環境を保護し維持するため、「国立大学法人鳴門教育大学セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程」及び「セクシャル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針」が制定されている。万一被害ないしその恐れが発生した場合には、心身健康研究教育センターの相談員及び学長の指名する相談員等が相談に当たる体制が整えられている。これらのことは、パンフレット等の配布等により学生に周知されている。

また、アカデミック・ハラスメントの防止に関しては、人権教育推進委員会が『アカデミック・ハラスメント等の人権侵害のない快適な学習・教育研究・職場環境のために』を配布して、その啓蒙と防止に努めている。

学生の進路相談に関しては、就職委員会委員 19 人、平成 16 年度に設置された就職支援室内の教員就職支援チーフアドバイザー（常勤）と大学院生就職支援アドバイザー（非常勤）が担当している。

就職支援室では、学生の教職への就職を目指し、県別に教育委員会等の担当者を招き、教員採用説明会が開催されているほか、模擬筆記試験及び模擬面接等が毎月実施されている。その参加者は、延べ 3,129 人（平成 17～18 年）である。なお、平成 18 年度の就職支援室の利用状況は、利用者数 4,744 人、相談件数 955 件であり、広く学生が利用していることがうかがえる。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生生活実態調査において、学生全体の家庭状況、経済状況、学生生活、進路・修学、課外活動、健康面等について調査が行われ、学生生活の実態が把握され、学生支援に役立てられている。

また、各学年・コース等から選ばれた学生代表者と学長との懇談会が毎年、学年別実施され、学年に応じて、学生生活の充実について、教職に対する思い、大学に要望すること等についての話し合いが行われている。

加えて、学生総合相談室の他にも「意見箱」が設けられ、生活一般に関する学生のニーズを把握するために広く学生からの相談を受け付けている。

さらに、留学生のニーズを把握するために、留学生アンケートも実施されている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

留学生に対する日常生活、学習環境等に関する対応は、国際交流チームが中心になって行っている。また、外国人留学生チューター制度が設けられており、日常生活に必要な援助や情報提供が行われている。新入生（留学生）には日本語教育担当教員をはじめ、研究指導教員及び留学生チューター等が、学業、生活など行政的な手続等も含めたさまざまな側面から支援を行っている。

留学生研修プログラムでは、日本の伝統的な文化に触れる機会として茶道及び着付け等のプログラムが提供されている。このほか、留学生は、課外活動としてホームステイや国際交流パーティ等にも参加しており、学内学外を問わず、一年を通じて、地域住民とのふれあいの機会が設けられている。寄付自転車の貸出も行われている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

入学料、授業料及び寄宿料免除等に関する規程等が定められており、それによって学生の経済面の援助が進められている。平成 18 年度授業料免除は、申請者 199 人に対し、免除者が前・後期学部と大学院を合わせ 168 人となっている。これは、申請者の 84.4%に当たる。また、平成 19 年度入学料免除は、申請者 21 人に対し、免除者は 13 人となっている。これは、申請者の 61.9%に当たる。

奨学金に関しては、鳴門教育大学日本学生支援機構奨学生推薦選考基準等に基づき、日本学生支援機構への推薦等が行われている。平成 18 年度の日本学生支援機構の第一種・第二種それぞれの受給者の合計は、学部が 197 人、大学院が 146 人となっている。

授業料免除・奨学金申請については、掲示板及び電子掲示板を通じて学生に周知されているほか、ウェブサイトでその時期等の概要が掲載されている。

民間奨学制度等については、掲示板で情報提供されている。特に、私費外国人留学生については大学独自の「鳴門教育大学留学支援金」のほか、「三木武夫国際育英基金」及び「鳴門ゾンタクラブ女子奨学金」等の民間団体による奨学金も受給できるようになっている。

アルバイトの情報については、電子掲示板に掲載されており、学生が閲覧できるようになっている。

また、教職員による留学生を支援する国際交流基金が設けられており、国際交流パーティや研修プログラムへの支援、奨学金及び授業料の補助等が行われている。

その他、男子单身棟 2 棟、女子单身棟 3 棟及び世帯棟 2 棟の学生宿舎があり、入居状況は、平成 19 年度 5 月現在で 86%（单身用が 88%、世帯用 78%）である。また、規程により寄宿料の免除も行われている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教職員による国際交流基金が設けられ、外国人留学生への支援が行われている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、「実践的指導力のある優れた教員の養成に資する」という目的を実現する場として、238,207 m²の校地と延べ 43,404 m²の校舎等を保有している。

教育研究用の演習室、実習室及び講義室などの諸室は、それぞれの目的に沿って分散配置され、かつ、全ての講義室に冷暖房設備が設置されており、大学院と学部共用で効率的に使用されている。

さらに、大学創立の趣旨・目的を実現し、施設・設備の整備・充実を推進するため、「キャンパスマスタープラン」、「鳴門教育大学設備マスタープラン」が策定され、教育研究の活性化に資する環境整備に取り組んでいる。

施設・設備のバリアフリー化への配慮として、「鳴門教育大学キャンパス・バリアフリー計画」に基づき、エレベータや障害のある学生専用のトイレの設置等が行われている。

附属図書館は、全面開架方式が採用され、全学共同利用を図っており、総面積 3,137 m²、188 の閲覧席、視聴覚室 1 室、セミナー室 2 室及び研究個室 12 室を有している。館内の個室については、延べ 5,705 人に活用されている（平成 18 年度）。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

高度情報研究教育センターの管理の下、平成 18 年度より 100Mbps の広域イーサネット網に接続されている。各教員研究室、講義室及び実験室等には、ギガビットイーサネットを基幹ネットワークに無線 LAN のアクセスポイントが導入され、研究室等のパソコンから、学術情報の検索や収集等の研究用システムの利用ができるネットワーク環境が整備されている。

平成 19 年 4 月現在、高度情報研究教育センター利用登録者数は 1,448 人、接続端末台数は約 700 台である。50 人が一斉に実習可能な端末室をはじめとして、各棟に端末室が設置されており、合計 129 台のパソコンが配置され、情報処理教育用や自習用として整備されている。また、附属図書館を除く各端末室の入室には、カード（学生証対応）解錠システムにより、セキュリティ対策が行われているため、24 時間の利用が可能であり、利便性に配慮されている。

利用者からパソコンに関する相談に対応するため、窓口対応に加えてメールでの相談にも応じられるようになっている。相談件数は平成 18 年度では約 700 件に上り、また、利便性向上のための講習会を行うなど、利用者に対するサポート体制の充実に努めている。

高度情報研究教育センターにおける各種サーバー、システムの管理・運用及びセキュリティ管理は、同センター所長と 1 人の専任教員が主に担当している。各種機器のメンテナンスはメーカー担当者が毎月実施しているが、日々生じる些細な障害については、同センター職員が対応している。

セキュリティについては、保有する情報やシステムを保護・管理し、継続的かつ安定的に確保する必要性から「鳴門教育大学情報セキュリティポリシーに関する規程」が制定されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

学内の全施設の有効活用について施設マネジメントの実施及び施設整備・運営面での「体制づくり」、「ルールづくり」を行うため、学長から指名された理事を委員長とする施設整備委員会が設置され、「鳴門教育大学の施設活用の実態把握及びその是正勧告に関する規程」及び「鳴門教育大学における施設の有効活用に関する規程」が制定されている。

これらの規程に基づき、施設の活用状況の実態を調査し、使用方法等に見直しが必要な場合には勧告が行える仕組みになっている。また、有効利用の観点から共用スペースを確保するようにし、それが有効に活用されるように配慮されている。これらの規程はウェブサイトに掲載され、周知されている。

大学会館や体育施設・課外活動施設などの共用施設及び学生宿舍等の概要や利用案内は、ウェブサイトに掲載されている。これらは学生全員に配布される学生生活案内にも記載され、周知を図っている。また、各センター及び附属図書館等は、施設利用案内をそれぞれ冊子として配布し、同様に周知を図っている。

高度情報研究教育センターでは、情報資源の適正な管理・運用及び利用を図るために諸規則を制定し、新任教員には、オリエンテーション時、入学生には、オリエンテーション時及び授業の中で周知を行っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館は、図書・雑誌等を集中管理し、学術資料を有効活用する基盤になっており、開館時間は、平日 8 時 45 分から 22 時（休業期 8 時 45 分から 17 時 30 分）、土・日・祝日 11 時から 18 時（休業期は休館）である。

蔵書・資料は、教員養成大学として必要な教育研究組織及び教育課程に応じた教育実践資料、教科書、児童図書、視聴覚資料、雑誌、電子ジャーナル等を備え、購入等の際には、学生及び教員のニーズに基づき、附属図書館運営委員会で選定され、系統的に整備されるようになっている。

教育実践資料の 1 つに故大村はま氏寄贈資料（約 13,000 点）があり、それを収める「大村はま文庫」が設けられている。中でも「学習の記録」約 2,000 冊は、第一級の資料である。また、元学長である野地潤家氏寄贈の国語教育学をはじめとする関係文献 30,000 冊を収める「野地潤家文庫」が設けられており、これらの資料・文献は、それぞれ有効に活用されている。

平成 19 年 4 月 1 日現在の蔵書数は 315,606 冊、所蔵雑誌は 5,915 種類、利用可能な電子ジャーナルは約 3,500 誌であり、平成 18 年度の図書受入数は、6,595 冊である。また、平成 18 年度の利用状況は、入館者

数 105,018 人、貸出人数 12,768 人、貸出冊数 32,721 冊である。なお、「日本の図書館 2006（日本図書館協会）」によると、当該大学は、学生 1 人当たり蔵書数 291 冊、年間図書貸出数 24 冊となっている。

また、児童図書室には、多数の絵本や児童書が収書されており、同室は、学生のボランティア活動や実地教育の場として活用されるとともに、当初から地域の子供や一般市民にも開放されている。児童図書室の開室時間は、水・土・日曜及び祝日の 13 時～16 時（12 月 27 日～1 月 5 日以外の休業期は、水曜日のみ開館）であり、平成 18 年度の利用状況は、入室者数 4,004 人、貸出人数 1,653 人、貸出冊数 6,112 冊である。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育実践資料が豊富な「大村はま文庫」、教科教育の教育研究上有意義な文献が豊富な「野地潤家文庫」が設けられ、それぞれ有効に活用されている。
- 児童図書室は、多数の絵本や児童書が収書されており、地域にも開放されている。また、児童図書室は学生ボランティアの活動の場となっている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- | |
|---|
| <p>9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。</p> <p>9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。</p> |
|---|

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学生の成績・在籍状況等については、教務課が管理・保管し、学生の試験答案・レポート等は、教員が蓄積・管理している。卒業論文については、指導教員が保管し、修士論文については、製本の上、附属図書館が管理・蓄積している。また、ウェブサイト上に学位論文要旨データベースが構築され、検索することが可能になっている。

さらに、教員個々の教育に関するデータ・資料に基づき実施された自己点検・評価の結果をまとめた自己評価結果報告書が作成され、そのデータについては、総務課が蓄積・管理している。学生による授業評価アンケートのデータについては、教務課が管理している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学部及び大学院教務委員会の下に、学生による授業評価専門部会及び大学院生による授業評価専門部会が組織され、学生による授業評価が毎学期実施されている。アンケート結果は、各教員にフィードバックされるとともに、その分析・評価と授業改善のための具体策は学生による授業評価実施報告書等にまとめられ、公表されている。

特に、平成 17 年度に実施された授業評価は、「教員養成コア・カリキュラム」を導入した新しい教員養成カリキュラムが実施された年度に当たることから、その趣旨に合った授業評価が実現されるように努力が払われている。

また、学生支援委員会を推進組織として、修学、課外活動、生活、健康及び進路等の視点から、これまでに 9 回の学生生活実態調査が行われ、その結果は学生生活実態調査報告書としてまとめられており、学生の学習環境の実態把握が行われている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
--

当該大学は、教員養成、現職教育を主意とする大学であることから、卒業して教職に就いた者、大学院

を修了して教育現場に復帰した者がどのような評価を得ているかについて大きな関心と注意を払っている。

平成 17 年 1 月には、徳島県下の各教育委員会の教育長、徳島市と鳴門市の小学校と中学校の校長、合わせて 118 人に対して当該大学を卒業・修了した教員への評価に係るアンケート調査が行われ、その特色、成果及び改善点に関する意見が収集されている。アンケートの回収率は、平均 67.8%である。

一方、大学院を修了した現職教員を対象に、平成 15 年 3 月に、鳴門教育大学大学院の教育研究についてのアンケート調査が実施され、修学環境について広く意見の聴取が行われている。アンケートの回収率は、平均 59%程度となっている。この調査結果は、修了生に対する図書の貸出期間の延長や情報教育のオリエンテーションの実施に活用されている。

また、平成 17 年 9 月に徳島県下の現職教員 200 人に対して教員養成専門職大学院のニーズに関するアンケート調査が実施されている。

さらに、教育委員会等を訪問し、教育に係る多様な意見が聴取され、教授会等を通じて報告されている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

教員養成と現職教育を主意とする大学として、学生による授業評価アンケートの結果のみならず、特に卒業生・修了生及び徳島県下の教育委員会など教育界からの意見聴取の内容を踏まえ、教育実践力を身に付けた教員の養成という目的を一層明確にして、教育課程の改善に当たっている。

それらの意見聴取結果は、学生による授業評価実施報告書、鳴門教育大学におけるこれまでの教育研究の実施状況及び地域社会との連携状況等報告書（平成 17 年 4 月）として教職員に公表され、それに基づく教育の質の向上及び改善については、組織面については改革推進委員会で、教育面については教務委員会で検討が行われ、教育研究評議会の審議を経て、役員会で決定されている。

鳴門教育大学におけるこれまでの教育研究の実施状況及び地域社会との連携状況等報告書において、「教育委員会や学校現場からの評価を大学・大学院教育にフィードバックさせるシステムが構築されているか」という課題には、教育委員会を訪問した際の聴取結果を新入生学外合宿研修の内容に取り入れたこと、教員採用試験対策のガイダンスに活かしたことが記されている。

また、大学院課程では、総合学習開発コース、管理職養成分野、特別支援教育コーディネーター養成分野及び教育実践研究の授業などの設置を検討する際に、参考としたことが記されている。

さらに、現場のニーズに対応するための教育実践学を中核としたコア・カリキュラム（鳴門プラン）、複数免許状取得を可能とした教育課程、大学院における教育課程のコアとなる授業の創出など、広い領域で教育現場等からの意見聴取の結果を活かしている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

個々の教員が教育指導の過程で集積したデータ、毎学期実施されている学生による授業評価アンケートの結果及び学外者からの評価結果等で得られたデータや評価は、個々の教員にフィードバックされている。それらの結果は、個々に分析・評価された後に、授業評価結果報告書や自己評価結果報告書として公表さ

れている。

自己評価結果報告書は、「講座」単位で各教員が執筆しており、教育活動でどのような目標に重点を置いたかなどについて、卒業研究の実施状況（学部）、課題研究の実施状況（大学院）に即して、自己分析が加えられている。さらに研究活動、社会との連携等についても自己評価が行われている。また、講座に所属する教員個人ごとの教育活動・研究活動についても、自己評価を踏まえた詳細な報告が掲載されている。

一方、これらの自己評価、活動報告は、次年度のシラバスの作成に活かされており、また、授業の内容・方法の改善、授業展開等の工夫に反映されている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っているとは判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）を推進するための学内組織として、学部教務委員会の下に、ファカルティ・ディベロップメント（FD）推進事業専門部会が設置され、さまざまな事業が行われている。

平成16～18年度には、講演会やシンポジウムが開催されているほか、「学部の公開授業週間」、「特別公開授業」及び「授業研究会」や「学部授業改善のためのFDワークショップ」が開催されている。

学部の公開授業週間、特別公開授業及び授業研究会は、実施要項に基づいて計画、実施されているもので、10日間の間、原則として学部のすべての授業がすべての教員に公開されている。また、この間に参観した授業のうち、原則として1科目以上の授業について「授業観察記録」を提出することが義務付けられている。特別公開授業については、その後、授業研究会が開催されている。

学部授業改善のためのFDワークショップは、平成18年度から実施されているもので、教員、学生に加えて教育委員会関係者が加わって、多様な見地から学部教育の現状を踏まえながら、問題点と課題を明確にし、改善策を模索しようとするものである。

これらの事業の結果は、ファカルティ・ディベロップメント推進事業実施報告書として刊行され、FD改善のための提言も行われている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているとは判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

「本学におけるFD推進事業の改善のための提言」において、学部授業改善のためのFDワークショップ、公開授業及び授業研究会の実施後に全学的な視点から授業改善のための提言が、「短期的に実現可能な提言」と「中・長期的に実現可能な提言」とに分けて、提言されている。前者では、例えば学生に学習者としての自覚をもたせるために「遅刻や欠席、私語、睡眠などに対する学生指導を全教員が行う必要」が取り上げられ、後者では、「より弾力的な時間割を組むことができるようなカリキュラムを構築すること」が要望されている。

個々の教員は、FD、授業評価及びこれらの提言や観察記録に基づいて授業の改善に努めている。

さらに、FDの一環として、より学校教育に密着した教育実践に資するため、学部・大学院の授業実践研究を実施した成果が年刊の研究論考集『鳴門教育大学授業実践研究』にまとめられている。

こうした検討により、授業科目として学部では「コア・カリキュラム」が、大学院では「教育実践研究」

がそれぞれ開設されている。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育支援者については、学外の厚生補導研修に毎年数人を参加させており、TAのような教育補助者については、授業担当教員が、あらかじめ業務内容や教育活動の支援方法についてのガイダンスを行っている。実験を伴う授業科目では、授業開始前に予備実験を一緒に行い、実験方法や学生の指導方法についての指導を行っている。授業終了時には、教育活動の支援方法について随時アドバイスを行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- FD活動が授業改善に焦点化され、それを実現するために「授業公開」、「授業研究会」、「ワークショップ」などが実施され、また、学部・大学院の授業改善研究の成果が研究論考集にまとめられている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成18年度末現在の資産は、固定資産13,968,871千円、流動資産1,357,146千円であり、合計15,326,017千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債1,540,730千円、流動負債1,053,228千円であり、合計2,593,959千円である。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金及び外部資金等で構成されている。

平成16年度からの3年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成16年度から平成21年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、経営協議会、役員会の議を経て、学長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成18年度において、経常費用4,292,333千円、経常収益4,367,550千円であり、経常利益75,217千円、当期総利益が75,217千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分は、経営協議会、役員会の議を経て、学長が決定している。

また、講座等経費においては、教育研究等に関する業績評価に基づく「業績主義的傾斜配分経費」や公募型の「教育研究支援プロジェクト経費」などを設けており、教育研究等の活性化を図っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ監査室を設け、会計内部監査実施要項等に基づき、監査室職員が監査を実施し、学長に報告している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

役員として学長、理事（3人）及び監事（2人）が置かれており、管理運営組織の構成については、国立大学法人法に基づき役員会、経営協議会、教育研究評議会及び学長選考会議が設置されている。また、事務組織として、事務分掌を司るために総務担当理事（事務局長兼任）が置かれ、事務局は総務部及び教務部の2部から構成されている。

また、事務組織についてはフラット化、組織編制の柔軟化及び組織変更への迅速化を図るため、係組織が廃止され、段階的にチーム制が導入されつつある。教務部は、平成19年4月から導入されており、総務部は、平成19年7月から導入されている。

これらの組織が縦横に連携を保ち、その運営を円滑に遂行できるように学長補佐制度が設けられ、学長特別補佐1人（非常勤、広報担当）と学長補佐3人（入試広報、教育連携、研究開発担当）が置かれ、学長の命により各理事管轄の当該業務を補佐する役割を担っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

管理運営に関する事項については、役員会が学長のリーダーシップの下、審議・決定している。その下で、教育研究に関する重要事項については教育研究評議会が、経営に関する重要事項については経営協議会が審議・検討している。教学事項については、学部では教授会が、大学院では研究科委員会が審議・検討している。

また、教員組織である第1部から第5部との円滑な連絡調整のため、部長等連絡会が設置されている。各種委員会の委員長は、学長または3人の理事それぞれが務め、各委員会を掌理しており、委員長を通じて学長の意向等が委員会に反映されるとともに、学内の意見調整を図ることをも視野に入れた運営が行われている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズについては、教務委員会により「学生による授業評価」が実施され、学生支援委員会により「学生生活に関するアンケート調査」が実施されている。また、就職支援室による教職への就職問題の相談、学長が学生代表者に直接意見を聴取する懇談会も行われている。さらに、「意見箱」の設置等もあって、学生の意見・ニーズを聴取する機会が多く設けられている。

職員のニーズについては、「学内説明会」が随時開催され、意見・希望等を聴取する機会となっている。また、職員の過半数を代表する者との懇談会の意見を聴取する機会が設けられており、福利厚生等に関する意見を組み入れる制度となっている。

学外関係者との検討・協議のために、「21 世紀の教員養成・教員研修の在り方に関する検討会議」が設置されている。この会議は、教育委員会等から推薦された委員 10 人、学内からの委員 10 人によって構成されており、教育委員会と大学が一体となって、学校教育が抱える諸問題を解決するための諸方策を検討するためのものであるが、併せて学外関係者から大学に対するニーズを聴取する大事な場にもなっている。

さらに教育実習等に関する実践面での具体的業務については、教育委員会教育長・各校長が出席する専門委員会が設置され、教員養成に関わる教務事項の審議が行われており、この場における外部委員の発言を通して、学外者からの意見を聴取することが可能になっている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、国立大学法人法及び当該法人が定めた監査規程、監事が定めた監査計画に従い、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については会計監査人の報告に基づき、財務諸表、予算・決算報告書の監査を行っている。さらに、必要に応じて役員会などの重要会議に出席し意見を述べているほか、業務及びその実施状況の調査・確認を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

学外研修については、課長級職員が国立大学協会開催の課長級研修に出席しているほか、中国四国地区において、課長補佐・係長等の職員が労務管理・マネジメントセミナー、労働安全衛生協議会及び労務担当職員研修会など種々の研修会に参加しており、徳島地区でのリーダーシップ・マネジメント研修などにも積極的に参加している。さらに労働基準局主催の公正採用選考人権啓発推進員研修会等にも出席している。

学内研修については、人事・労務に関する講習会、職場におけるメンタルヘルス講習会及び人権教育推進講演会が開催され、多数の管理職員が参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

「国立大学法人鳴門教育大学の中期目標」において、管理運営に関する基本方針として、「Ⅲ-1 運営体制の改善に関する目標」として、次の4項目が掲げられている。

- 1) 学長を中心とするダイナミックで機動的な運営体制を確立する。
- 2) 役員及び経営協議会の構成員に学外者を積極的に登用し社会に開かれた運営システムを確立する。
- 3) 教員、事務職員の一体化を目指した積極的業務連携を推進する。
- 4) 運営体制の効率化を図る。

この方針を踏まえ、学則に管理運営に係る組織等が規定されている。それらの組織等に係る規則・規程等も整備されている。

また、管理運営に関わる学長、理事及び部長の選考については、「学長選考等規則」、「理事選考規則」、「部長選考規則」で、それぞれ規定されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的・計画については、中期目標、中期計画及び年度計画として大学のウェブサイト上の「法人情報」に掲載・公表され、また、業務遂行状況についても「業務の実績に関する報告書」及び「評価結果」が掲載されている。学内における諸活動の情報については、「教職員向け情報」ページ中の教職員掲示板により公表されている。

なお、これらのデータ・情報は、総務課が一括管理している。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

国立大学法人化以前から、大学の総合的な活動状況や業務遂行状況を自己点検・評価することを目的として、毎年1回年次報告書が刊行されている。また、国立大学法人化以降も、全学組織として評価委員会が設置され、そのもとで自己点検・評価実施要領に基づいて、以下に示した観点から自己点検・評価が実施されている。

- (1) 年度計画に基づく事業の実施に関する自己点検・評価
- (2) 講座・教員に係る自ら設定した目標に対する当該年度の自己点検・評価
- (3) 公的業務に対する理事・監事による自己点検
- (4) 学長による教育研究活動の業績評価項目に基づく教員の業績相対評価

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

平成 15 年度までの国立大学法人化以前から実施されている自己点検・評価については、年次報告書として刊行され、全学共通の重要部分については、ウェブサイトを通じて公開されている。

平成 16・17 年度の評価結果については、業務の実績に関する評価結果等を加え自己評価結果報告書と改め、学内外に印刷物として配布されている。

平成 18 年度分からは、自己点検・評価実施要領に基づいて実施した評価結果が自己評価結果報告書に掲載され、ウェブサイト等を通じて、広く公表されている。

なお、各年度の業務の実績に関する評価結果は、ウェブサイト上に掲載され、広く公表されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

外部者による自己点検・評価の検証については、法人化以前は大学評価・学位授与機構によるいわゆる「試行的評価」を受け、国立大学法人化後は、毎年度、文部科学省国立大学法人評価委員会による「業務の実績に係る評価」を受けている。

さらに、大学独自の取組として、平成 19 年度から、学外者を交えた「教育評価部会」により、教育活動の内容及び自己点検・評価結果の反映状況等の検証が行われることになっている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

学内外における評価結果については、教育研究評議会等において報告され、ウェブサイト等により広く学内に周知・公表されている。

大学の管理運営全体に係る改善点等については、学長、理事が経営協議会をはじめとする各種会議から受けた改善・指摘内容を学長室懇談会において検討し、担当理事が委員長を務める各種委員会で検討することとなっている。

なお、文部科学省国立大学法人評価委員会による「業務の実績に係る評価」において指摘された事項に対しては、大学としての対応を検討し、業務の実績に関する評価結果の大学運営への反映状況においてその改善の方針が決定されている。例えば、平成 17 年度に指摘された大学院への都道府県からの派遣学生の減少への対応策については、「教育研究組織の見直し」と「大学院定員充足に向けた広報活動」の努力が対応として取り上げられている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１） 大学名 鳴門教育大学

（２） 所在地 徳島県鳴門市鳴門町

（３） 学部等の構成

○学部：学校教育学部（学士課程）

○大学院：学校教育研究科（修士課程）

○兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程に構成大学として参加）

○附置研究所：なし

○関連施設：附属図書館ほか6センター

（４） 学生数及び教員数（平成19年5月1日）

学生数：学部 477名，大学院 553名

教員数： 158名

2 特徴

本学は、実践的指導力のある優れた教員の養成に資するため、主として現職教員に高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院と、初等教育教員及び中学校教員の養成を目的とする学部をもち、学校教育に関する理論的、実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として、昭和56年10月1日に開学した新構想の教員養成系単科大学である。

本学の使命は、教育に関する実践的・理論的学問体系を構築するとともに、それらを踏まえ、指導者となる優れた人材を育成し、教育をととして広く社会に貢献することにある。

本学の教育課程の特徴を一言でいえば、学校現場の諸課題や社会のニーズに応える実践型重視の教育内容に特化していることである。そのために新たな「教育実践学」の開発と構築、さらにその理論と実践の往還を通して、「知と技の統合」及び「心の教育」の充実に向けて努力している。その成果として本学では「教員養成コア・カリキュラム」を開発し、学部における新教育課程の軸として導入した。これは、実践的指導力を育成する目的から教育課程の中核に「教育実践コア科目」を置き、他の教養基礎科目、教職共通科目、教科専門科目との構造化を図り、有機的に関連させ編成したカリキュラムである。

大学院の基本理念は、学校教育に関する専門職として必要な資質と能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量を有する人

材を育成することにある。大学院のカリキュラム編成では、「教育実践学」を中核に据え、「教職教養・教育科学」、「教科専門」、「教科教育」の三者を構造化し、有機的関連を図っている。

本学の教育理念に基づいた教育課程、国際交流及び地域連携の特徴を以下に掲げる。

①早期から教職への理解と志向を促し、教育実践力を培うため、附属学校園や地域の公立学校の協力の下に、学部1、2年次の「観察実習」、「ふれあい実習」、3年次「実地教育」（4週間）、4年次「実地教育」（協力的実習2週間及び副実習2週間）、その他介護等体験等の実践型重視の教育課程を編成している。

②実践的指導力を育成するため、学部では本学独自の教員養成コア・カリキュラムを開発し、コア科目として「教育実践基礎演習」、「初等中等教科教育実践Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」及び1年次から4年次を見通した実地教育を構築した。また、大学院では「教育実践学」を中核に置き、「教育実践研究」、「教育課題探究」を必修科目として設定している。

③教育実践力を養うことを目的として、学部では教員を志望する者に教員インターンシップの受講資格を与え、平成17年度入学生から単位化し、また、フレンドシップ事業を通して公立学校等での体験活動を実施している。

④学校教育の現状に鑑み、学部では各専修に応じ卒業要件として複数免許（幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭・特別支援学校教諭等）の取得を義務づけている。また、これ以外の資格（保育士、学校図書館司書教諭、学芸員）が取得可能なカリキュラムを整備している。

⑤社会のニーズに応じて、大学院に長期履修学生制度を活用した学校教員養成プログラムを導入するほか、昼夜開講の授業も開設している。

⑥大学院では、海外からの留学生を積極的に受け入れるとともに、諸外国の大学等との交流協定を締結し、教育・研究協力を推進している。また、各締結大学と学生の相互交流短期留学も積極的に実施している。

⑦徳島県や各市の教育委員会、小中学校等との緊密な連携によって、教育関連文化講演等の企画や共同研究等を積極的に推進している。また、県教育委員会との協定に基づく教員の人事交流を行い、教育現場の諸課題を取り上げ、教育に反映させている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、昭和 46 年 6 月「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（中央教育審議会）の答申及び昭和 49 年 5 月「教員のための新しい大学・大学院構想」（新構想の教員養成大学等に関する調査会）の報告を基に設立された新しい教員養成大学である。**本学の目的は**、「創設の趣旨・目的」を踏まえ学則第 1 条において、「本学は、学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的研究を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成し、もって教育、学術及び文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

学部の**目的は**、学則第 29 条において「学校教育学部（以下「学部」という。）は、学術の中心として広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的とする。」と定めている。

大学院の**目的は**、学則第 57 条において「本学大学院は、広い視野に立つて精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度の教育研究能力を養うとともに、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。」と定めている。

1 鳴門教育大学の中期目標

本学は、平成16年度の国立大学法人への移行に際し、**大学の基本的な目標として**、「鳴門教育大学は、21世紀に生きる人間として豊かな教養を培い、地球的視野に立つて総合的に判断できる力量の形成に努め、教育者として子どもに対する愛情と教育に対する使命感を醸成し、教育に関する専門的知識を深めるとともに、教育の今日の課題に応えることのできる教員養成を目的とする「教員のための大学」である。この目的のもとに、学部では、教員としての必要な基礎的・実践的な資質や能力を習得し、広い視野に立つて教育活動を実施し、地域の教育課題に応え、教育の改善に役立つことのできる教員の養成を行う。大学院では、教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量を涵養する。さらに、学部、大学院が連携した教育を推進して優れた教育実践力をもつ教員を養成し、新しい時代にふさわしい学校教育の発展に寄与することを基本的な目標とする。」と定めている。

2 鳴門教育大学憲章

「創設の趣旨・目的」，「目的」，「教育理念・目標」及び「中期目標」を遵守し、改めて本学の目指すべき方向性を明確にするとともに、広く社会に具体的・簡潔・魅力的にアピールするものとして、**大学憲章の前文では**、「鳴門教育大学は、主として現職教員に高度な研究・研鑽の機会を提供する大学院学校教育研究科、および初等中等教育の教員を養成する学校教育学部をもつ教員養成大学である。教育は国の基である。次代を担う若い世代を心身ともに健康な市民に育てることは、すべての人間にとって最も崇高で重要な使命であり、かつ困難な営みである。とりわけ、これに専門家として携わる教員は、豊かな人間性と幅広い教養、そして高度な専門的能力をそなえていなくてはならない。かかる優れた教員を養成することが鳴門教育大学の目的である。われわれは、この目的を達成するため、日本国憲法、教育基本法、ユネスコの諸宣言の精神を踏まえて、基本理念、教育目標、研究目標、教育研究運営指針を定め、ここに「鳴門教育大学憲章」として宣言する。」と定めるとともに、「1. 基本理念」，「2. 教育目標」，「3. 研究目標」，「4. 教育研究運営指針」を定めている。

3 教育理念・目標

「創設の趣旨・目的」及び「目的」を遵守し、現代の諸課題に応え社会の変化に応じた要件、観点等を打ち立てるとともに、教育実践を志向することを含め、本学が学部・大学院において何を目指し、達成しようとしているかを時代の変化に応じた形で明確化するため、**本学の目標を**、「21 世紀に生きる人間として豊かな

な教養を培い、地球的視野に立って総合的に判断できる力量の形成に努めるとともに、教育者として子どもへの愛情と教育に対する使命感を醸成し、教育に関する専門的知識を深め、教育実践力を身につけることによって、専門職としての教員を育成することを目指す。」と定めている。

（学士課程と修士課程等ごとの独自の目標等）

（１）【学部】

学部の目標は、「教員として必要な基礎的な資質や能力を養うとともに、広い視野に立って教育活動を行い、地域の教育課題に応え、教育の改善に役立つことのできる教員の養成を行う。」と定めている。

〔重点目標〕

- ① 豊かな教養を身につけ人間としての成長を図るとともに、個性を伸ばし、得意分野の学識と教職に関する専門的見識をもち、教員として熱意をもって教育ができる教員の養成を行う。**重点項目**；ア) 教養基礎科目と専修専門・教科の専門科目との有機的関連を図る。イ) 教育専門家としての見識と使命感の育成を図る。ウ) 課外活動の充実を図る。
- ② 地域の特色や文化を尊重するとともに、科学技術の進展、国際化の拡大、環境問題等に関心をもち、グローバルな視野に立って教育実践ができる教員の養成を行う。**重点項目**；ア) 「総合演習」の充実を図る。イ) ボランティア活動の推進を図る。
- ③ 子どもの問題行動に適切に対処し、心の教育を徹底するとともに、一人ひとりの子どもの個性を大切にし、分ける授業を通して学びがいのある学級や学校をつくることのできる教員の養成を行う。**重点項目**；ア) 実践的指導力の涵養を図る。イ) 児童生徒理解及びカウンセリングマインドの育成を図る。
- ④ 情報通信技術の活用能力やコミュニケーション能力を実際の教育活動に生かすとともに、物作りの技術、サバイバルなど人間として生きる力を身につける。**重点項目**；ア) コミュニケーション能力の育成を図る。イ) コンピュータ活用能力の伸展を図る。ウ) 野外活動・フレンドシップ事業等のふれあい活動の充実を図る。

（２）【大学院】

大学院の目標は、「教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量を涵養する。」と定めている。

〔重点目標〕

- ① 教育実践の経験の中から得た教育課題に基づき、自ら探究しようとする専門性を自覚し、最新の研究成果を取り入れながら理論化を図り、あわせて問題解決の方法を修得して学校教育の改善・創造に貢献できる能力を育成する。**重点項目**；現代の教育課題を探究し、学校教育の改善に貢献できる力量を養成する。
- ② 学校病理といわれる「いじめ・不登校・非行」等の現象に取り組み、「臨床の知」を活用し、地域や関係諸機関と連携・協働して、これらの諸課題を解決することができる能力を育成する。**重点項目**；地域や関係諸機関とコミュニケーションを図り、連携・協働できる能力を育成する。
- ③ 学校教育において現代的諸課題を取り上げる場合、単一科学の理論や方法をもっては解決できないことが多く、パラダイム・チェンジの必要がある。これまでの学校教育の「知」を再構築し、新たな“総合の知”をもってその解明と解決に当たる。このことから、課題の研究に当たっては他領域との関連に留意し、広い視野から総合的にアプローチできるようにする。**重点項目**；“総合の知”に基づく実践力の育成を図る。
- ④ 教育に関する研究は教育現象を客観的に解明することにとどまることなく、教育課題を見出し、それらを解決に導くため、あるいは子どもの人格形成を支援するための理論と方法を確立することが求められている。このことから、教育理論と実践の一体化（理論と実践の架橋）を図る必要がある。そのために教科内容の研究、教材の選択、学習指導計画の立案、授業による子どもの変容と学習内容の修得という一連の事象の有機的関連と展開を対象とした教育実践研究を行い、授業に関する高度な教育実践学を構築する。**重点項目**；教育実践研究の充実を図る。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学は新しい教員養成大学として昭和 56 年 10 月に開学し、その創設の趣旨を踏まえ、大学の目的を創設時に学則第 1 条に「学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的教育を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成し、もって教育、学術及び文化の推進に寄与すること」と規定しており、大学概要等にも明示している。また、この目的を達成するために「学部目標」、「大学院目標」を定め、学校教育法第 52 条及び第 65 条の規定に外れない教育を実施している。

本学の趣旨・目的は、大学のウェブページ等に明示するだけでなく、新入生オリエンテーション等で大学概要を配付するほか、全国教育委員会、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、教育研修センター等の教育関係機関への送付・配付を始め、社会に対する本学の目的の周知に努めている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

学部の構成は、学則第 29 条で示した「学部の目的」に基づき 4 専修を置き、その下に特定の分野についての専門性を深めるため、21 コースを置いている。このことは、初等教育教員及び中学校教員を養成する上で必要な専修・コースを備え、学部の構成が教育研究の目的を達成する上で、適切なものである。

大学院の構成は、学則第 57 条で示した「大学院の目的」に基づき 3 専攻を置き、その下に特定の分野についての専門性を高めるため、12 コースを置いている。このことは、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度の教育研究能力を養う上で必要な専攻・コースを備えており、大学院の構成が教育研究を達成する上で、適切なものである。

教養教育の体制としては、学部教務委員会等の主導で検討、改善され、現在、教養基礎科目は、「現代社会の諸問題」と「身体運動・表現コミュニケーション」の 2 領域を柱とし、学校教育、言語系教育、社会系教育、芸術系教育、生活・健康系教育の各領域の教員体制で適切に実施している。

本学のセンターは、各センターが企画する事業の他、学校教育に関わる諸課題を理論、方法、教育実践、情報技術、専門技能等の側面からの研究とその成果をもって、教育研究を支援し、また、現代的社会の教育に関わるニーズに応えるべく、教員教育国際協力、小学校英語教育に関わる研究等を実施している。

教育活動に係る審議組織としては、大学の教育に係る基本的な方針や計画を扱う教育研究評議会と、教育に係る具体的案件を扱う教授会及び研究科委員会を置き、教育研究に係る重要事項を適切かつ迅速に審議できる体制を整備し、機能させている。

教育課程の編成や教育方法、内容等を検討する組織として、学部、大学院にそれぞれ教務委員会を設置し、さらにその下に常設の専門部会を置き、各委員会の役割分担を明確に規定するとともに、相互の連携を図り、教育に関わる審議について、それぞれの目的と個々の審議内容に応じた実質的な検討を行っている。

基準 3 教員及び教育支援者

実践的指導力のある優れた教員を養成するという本学の教育目標を実現するため、明確な基本方針を定めて教員組織の編成を行っている。また、教員の定員配置は、大学院設置基準に準拠した定員管理計画に基づいて行っており、学部及び大学院の教育組織に対応した教員組織となっている。教員の採用や昇格に当たっては、教員選考規程や教員選考手続きに関する申合せ、教員選考基準を定め、教育上の指導能力や研究上の指導能力に対する厳密な審査によって本学の教育課程を遂行するために必要な教員を確保している。その結果、学士課程に必要な専任教員は無論のこと、大学院課程において必要な研究指導教員及び研究指導補助教員も十分に確

保できている。このようにして編成された教員組織は、年齢構成においてバランスのとれたものとなっており、性別や国籍にとらわれず、適切な候補者を教員選考規則に則り、採用している。

教員組織の活動を活性化するための措置として、教員採用に当たっては公募を原則とするとともに、平成 18 年度以降に採用される教員については任期制を適用している。また、学士課程、大学院課程ともに学生による授業評価を実施し、その結果を公表している。さらに、各教員の教育・研究活動は定期的に評価され、その結果をそれぞれの教育研究費の配分及び給与にも反映している。

また、これらの教育・研究活動を支援するため、事務職員や技術職員等を適切に配置し、TA等の活用も有効に行っている。

基準 4 学生の受入

学部の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として、学部及び各専修・コースごとに「求める学生像」を明確に定め、学生を受け入れている。大学院については、学部のような入学者受入方針は設けていないが、「大学院の目的」に則して、学生募集要項等で各専攻・コースの研究内容等を明記し、学生を受け入れており、学部・大学院とも公表・周知を行っている。

学生の受け入れに関しては、入学者受入方針に見合った適切な学生を受け入れるため、学部入試、大学院入試を多様な選抜方法で実施している。

本学では、留学生、社会人等を特定した入学者受入方針は示していないが、大学院の入学者選抜方法として、現職教員においては、筆記試験を一部口述試験に代えることにより、教員としての資質や大学院で学ぶことに対する熱意を重視して入学者を選抜している。

入学者選抜は、学部及び大学院入学試験委員会規程に則り、各入学試験委員会が所掌し、適切かつ公正に実施している。

本学担当理事・入学試験委員会委員と徳島県内の高等学校の進路担当課長との懇談会や入学者選抜方法研究専門部会により、より適切な入学者選抜方法の在り方を検討している。

学部における定員充足率は平均 115%であり、入学定員を超えているが大幅に超えている状況ではないが、大学院における定員充足率は平均 85%であり、入学定員を下回っているため、改革推進委員会、入学試験委員会等で、定員を充足させる方策について検討を行っている。

基準 5 教育内容及び方法

＜学士課程＞

本学では、「広い学問領域にわたる基礎知識の上に、幼稚園・小学校・中学校及び特別支援学校教員としての総合的な能力を修得させること」を目的に教育課程を体系的に編制している。4年間を通した授業科目では教養基礎科目、教育実践コア科目、教職共通科目、専修専門科目、卒業研究を配置するとともに、授業担当教員の研究成果がそれぞれの授業内容に関連づけられており、研究の成果を反映したものとなっている。授業実施にあたっては、教育内容に応じて討論、少人数教育や附属学校園・近隣の幼・小・中学校及び特別支援学校等との連携等によるフィールド型授業など、指導方法も工夫している。

また、他大学との単位互換、教員インターンシップによる単位認定や保育士、図書館司書教諭、学芸員の資格取得を可能とするなど、学生や社会からの要請に対応した教育課程の編成となっている。

自主学習への配慮としては、実技教育研究指導センター、高度情報研究教育センター及びその情報端末、図書館、専修室等を整備しており、学生はその環境を授業の合間等に有効に活用している。基礎学力不足の学生に対する配慮については、補充的授業の開設、学生の質問や相談のためにオフィスアワーやクラス担当教員等が相談に当たる体制を整え、担当教員の連絡先をシラバスに明示している。

成績評価基準及び卒業認定基準を関係規則に定めており、その内容も「履修の手引」に明示し、学生に周知されている。成績は評価基準及び適切な判定項目により、評価・認定しているほか、卒業認定についても卒業認定基準に則り、然るべき審議を経ることにより認定している。学生はライブ・キャンパスを活用することで、24時間、いつでも、どこからでもウェブページ上で成績の確認ができるようになっている。また、学生からの異議申し立てに対しても職員が速やかに対応しており、常に正確な成績評価に努めている。

＜大学院課程＞

大学院教育課程は、「教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量を涵養する」という「大学院の目標」、すなわち趣旨に則し、教員として幅広く、高度な専門性を身につけるための基盤となる「教職基礎科目」、各専攻・コースについての高度な専門性を身につけるための「専門科目」、さらに教員として高度な教育実践能力の養成を目的とした、分野ごとに開設する「教育実践研究」、そして修士論文に発展させる「課題研究」により教育課程を体系的に編成している。その授業内容は教員が行っている研究活動の成果を反映したものとなっている。授業実施にあたっては、研究科の授業形態を授業内容に応じたものにするなど、柔軟な教育方法をとっていることや、少人数教育、対話・討論型授業、フィールド型授業、SCS等を活用するなど、それぞれの教育内容に応じた学習指導法の工夫を行っている。また、単位の実質化への配慮として、「学習指導体制」、「授業目的等の明確化」、「成績評価の具体化」を指向し、学生の学習上の取り組みやシラバスにおける授業目的、到達目標、評価方法等を明示するとともに試験を実施している。

教育方法の特例として、大学院設置基準第14条を適用し、昼夜開講制を希望する学生に対しては、入学時に履修ガイダンスを設け、個別に履修指導を行い、履修方法、授業の実施時間帯等の履修計画を作成させており、個々の学生に配慮した取り扱いとなっている。

また、指導教員は学生の研究テーマに沿って決定される。その研究指導教員のもと、学生は自身の研究テーマについて、高度な専門性を深化させるとともに、理論的・実践的な教育研究能力を習得し、学位論文へと展開させることができるよう研究指導が行われている。

成績評価基準及び修了認定基準は、「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」の第4条、第5条及び第11条に記されている。それらの内容を「履修の手引」及びウェブページ上に示し、全学生に周知している。

成績評価及び単位認定については、成績評価基準及び成績評価方法を定め、評価基準及び適切な判定項目により、これらを実施しているほか、修了認定についても修了認定基準に則り、然るべき審議を経ることにより実施している。また、学位論文の審査体制についても、学則第75条に基づく学位規程8条から第12条に従い、研究科委員会の議を経て論文審査委員会を組織している。論文審査委員会は口述又は筆記試験を実施・審査した上で合否判定を行い、判定結果は、研究科委員会で審議・学位授与の可否の判定の後、学長に報告している。

成績は、授業担当教員がライブ・キャンパス上で入力し、学生がリアルタイムでウェブページを通して閲覧する事が可能である。また、ライブ・キャンパスでは得点分布図表示が可能であり、自分の成績がどの位置にあるかを確認できる。その際、成績内容に異議等がある場合には教務課職員又は授業担当教員に申し立てることができ、申し立てを受けた職員は速やかに対応することとしている。また、学期末には「定期試験」を実施し、単位の実質化を志向している。

基準6 教育の成果

育成すべき学生の学力、資質・能力や養成しようとする人材像等は、大学の目的に沿って、学部及び大学院ともに、大学案内、ウェブページ、履修の手引等で学内外に明示するとともに、各種大学・大学院紹介、ガイダンス等で明らかにしている。検証については、教授会、研究科委員会、学部・大学院教務委員会、クラス担当教員及び指導教員等を中心に、単位の取得や、実地教育受講資格、卒業・修了の認定により実施している。

各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力については、学士課程は93%、修士課程は85%であり、きめ細かな教育と指導を行っている。また、保育士、図書館司書等の教員免許以外の資格を取得する者もいることは、本学が教職のみならず教育に関する幅広い教育の成果を上げていると言える。

学部と大学院の教育上の効果等達成状況を点検し改善するために、授業実施方法、内容、進め方、授業に対する取り組み、満足度等について、学生に対するアンケート調査を実施している。教員は授業において熱心に指導し、学生も授業に真面目に出席し学習に取り組んでいると評価しており、また教養基礎科目や教職科目に比較して専修専門科目の評価が高くなるなど、概括すると年次進行に伴って授業の評価が高くなることは歓迎すべき側面である。しかし、授業における積極的な発言や質問、予習や復習など自発的な取り組み等に欠ける傾向があり、改善が必要である。

また、平成15年3月に実施した、その年に大学院を修了した現職教員に対する本学の教育研究についてのアンケート調査において、「大学院で学んだ授業内容が、教育現場に役立つと思うか」という問いに対し、「思う」、「やや思う」との肯定的回答が97.2%であった。

教員採用率を60%以上に引き上げることは、本学の中期目標・中期計画、年度計画においても謳っている全学挙げての目標であり、過去3年の学部卒業者の教職への就職状況が平均63%であること及び教員採用率の全国順位が比較的高い事など、教育の成果が上がっている。また、大学院修了者の教職への就職割合が学部と比較して低い状況にあるが、修了者は連合大学院博士課程等への進学に加え、教職以外にも保育士、図書館司書、臨床心理士等、多様な職に就いていることは、社会のニーズに沿った教育の成果ともいえる。

県下の教育委員会教育長、小・中学校長及び修了者からのアンケート結果から本学の教育の成果に対して高い評価を得ている。

また、学長、理事、学長補佐等が都道府県教育委員会を訪問して、卒業・修了生に対する意見を聞く取組を実施している。

基準7 学生支援等

学習を進める上での履修指導や学生相談・助言体制の整備については、本学では、授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスを、学部学生及び大学院生に向けて大学全体及び講座ごとに実施しており、さらに、学部新入生には合宿研修において徹底させている。入学後、学生の履修手続きが滞りなく行われていることから、これらのガイダンスが有効であるといえる。学習相談等については、教員ごとにオフィスアワーを設定しているほか、電子メール等の活用による適切な相談体制を整備している。また、学生総合相談室を設けており、学習相談をはじめ、学生の様々な問題に対し適切に指導・助言を行っている。

学生の学習ニーズを把握するため、アンケートによる学生生活実態調査を隔年で実施しているほか、学長と学年の各年次・専攻代表者との懇談会を毎年度実施している。

特別な支援を要する学生における学習・生活支援のうち、留学生に対しては、国際交流チームが主体的に対応するほか、本学職員による「国際交流基金」を設け、外国人留学生研修旅行をはじめ、奨学金として給付する等、学習・生活両面において支援を行っている。障害を持つ学生に対しては、バリアフリー化による施設・設備面で、また社会人学生については、昼夜開講の開設のほか、電子メール等による必要事項の連絡体制を整えることにより、支援を行っている。

学生の自主的学習環境については、専修室・院生室をはじめ、学内各棟の端末室、図書館研究個室等の整備により対応している。学生の各サークル活動には顧問教員を置き、助言指導に当たるほか、器具等の購入による活動支援を行っている。

学生の相談体制のうち、生活面については、学生総合相談室及び心身健康研究教育センターが、就職面については、就職委員会及び就職支援室がそれぞれ対応している。

基準 8 施設・設備

本学の校地面積及び校舎面積は、大学設置基準に規定される基準面積を大幅に上回っている。また、全ての講義室に冷暖房設備を設置しており、大学院と学部共用で効率的に使用している。さらに、本学の基本理念に基づき、キャンパスマスタープラン、設備マスタープラン、キャンパス・バリアフリー計画を策定し、それに基づき整備している。

情報ネットワークの通信速度の高速化や無線LAN化に努めるとともに、端末室の入室を学生証によるカードシステムで24時間の利用を可能としている。また、利用相談に対応するための環境を有する等、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークを適切に整備し、有効に活用されるとともに、設備保守及びセキュリティの管理が適切に行われている。

学内の全施設の有効活用について施設マネジメントを実施すべく、施設整備・運営面での「体制づくり」、「ルールづくり」を行うため、関係規程を制定し、ウェブページで公開している。

大学会館等施設の概要や利用案内、利用申請書等は本学のウェブページに掲載するとともに冊子として配付し周知している。

教員養成大学としての教育研究組織及び教育課程に応じた教育実践資料、教科書、児童図書、視聴覚資料、雑誌、電子ジャーナル等学生及び教員のニーズに基づき、附属図書館運営委員会で選定し系統的に整備している。

学生1人あたり蔵書数は291冊であり国立教育系大学図書館で最多である。また、利用状況も学生1人あたり年間図書貸出数の24冊は同2番目である。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況における点検・評価体制についてはデータの種別に応じ、それぞれの担当者が適切な形で蓄積・管理している。また、学位論文においては、その要旨を「学位論文要旨データベース」上にて検索できるシステムを構築している。

学生の意見聴取として、「学生による授業評価」及び「学生生活実態調査」を実施しており、学習面から生活・健康にわたる、学生の大学生活全般の調査を実施し、その結果をそれぞれの改善に活用している。

学外関係者の意見聴取としては、修了生には修学環境について、教育委員会等には本学を卒業・修了した教員への評価に係るアンケート調査をそれぞれ実施し、その結果を、教授会等を通じて報告するとともに報告書にまとめており、教育の質の向上等を図るため、有効に活用している。

また、FD活動の一環として学部・大学院の授業実践研究を実施し、その成果をまとめた「鳴門教育大学授業実践研究」により学部・大学院でそれぞれ新たなカリキュラムを開設するなどの成果をあげた。

教育支援者については、学外の厚生補導研修へ参加させ、教育補助者については業務内容や教育活動の支援方法等について適宜適切な形で実施しており、教育活動の質の向上を図っている。

基準 10 財務

本学は、大学設置基準等に定める基準以上の校地、校舎等を有し、借入金や過大債務はなく、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。収入については、大学院における学生定員が充足されていないため、授業料等の収入が不足しているが、学生確保の取組みを積極的に行い、外部資金の獲得にも努めており、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されている。

予算、収支計画、資金計画については、経営協議会、役員会等の諸手続きを経て、学長が決定し、本学のウェブページに掲載しており、関係者に明示されている。収支の状況については、毎年度、当期総利益を計上し

ており、過大な支出超過となっていない。

予算配分については、講座等経費、学長裁量経費による研究プロジェクト経費、教育研究基盤設備充実費及び教育環境整備費などの競争的な配分が行われており、大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設、設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされている。財務諸表等については、法令の規定に基づき官報に公示し、一般の閲覧に供するとともに本学のウェブページに掲載しており、法人の財務諸表等が適切な形で公表されている。財務に対する会計監査については、法令及び監査規程等に基づき、実施されており、財務に対して会計監査等が適正に行われている。

基準 11 管理運営

大学の管理運営については、学長、理事及び監事を役員として置いており、管理運営組織は役員会をはじめとする国立大学法人法に基づく組織を設置している。これらの組織が縦横に連携を保ち、運営を円滑に遂行できるように学長特別補佐及び学長補佐を設けている。

理事3人がそれぞれ各種委員会の委員長として各委員会を掌理し、委員長を通じて学長の意向等を委員会に反映するとともに、学内の意見調整を図ることをも視野に入れた運営を行っている。

学内外のニーズ調査については、学生に対してはアンケート調査や学長との懇談会により、職員に対しては「学内説明会」により、学外関係者に対しては外部委員として参加している各種委員会等により聴取し、適切な形で管理運営に反映している。

監事は年1回の定期監査のほか、必要に応じて臨時監査を実施している。定期監査において、当該年度の業務実施状況、諸会議の実施状況及び監査計画に掲げる監査の重点事項を中心に書面及び実地による確認・調査を行い、学長に監査結果を報告している。

管理運営のための組織的研修については、学外では国立大学協会が開催する課長級研修をはじめ、各ブロックでの研修に参加している。学内では、人事・労務に関する講習会のほか、メンタルヘルス講習会等を実施し、職員の資質の向上に努めている。

管理運営に関する方針については中期目標、中期計画に定め、それらを踏まえ、管理運営に関する諸規則を整備し、それに関わる役員等の選考、責務、権限等も規則・規程として制定・明文化している。

また、中期目標、中期計画、年度計画は大学のウェブページに掲載・公表し、業務遂行状況についても「業務の実績に関する報告書」として「評価結果」とともに掲載している。

大学活動の自己点検・評価としては、法人化以前から、その結果を年次報告書として刊行しており、法人化後も自己点検・評価実施要領に基づき実施しており、その結果を「自己評価結果報告書」としてまとめ、広く公表している。

外部者による自己点検・評価については、法人化以前は大学評価・学位授与機構による「試行的評価」を受審しており、法人化後は国立大学法人評価委員会による「法人評価」を、また、平成19年度には大学評価・学位授与機構による「認証評価」を受審することとしている。さらに、本学独自の取組として、学外者を交えた「教育評価部会」により、教育活動内容及び自己点検・評価結果の反映状況等の検証を行うこととしている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/daigaku/jiko_narutokyoiku_d200803.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-2-①-1	「平成19年度鳴門教育大学学部履修の手引」
	1-2-①-2	「平成19年度鳴門教育大学大学院履修の手引」
	1-2-①-3	「平成19年度鳴門教育大学学生生活案内」
	1-2-①-5	「新任職員研修日程表」
基準2	2-1-②-3	「第1回学生による授業評価専門部会議事要録」（平成18年5月）
	2-2-②-4	「学部カリキュラムの再編成について（案）」（平成16年度第3回教授会資料-2）
	2-2-②-5	「実地教育専門部会議事要旨」
基準3	3-1-②-3	「業績目録」教育上の能力の書式（抜粋）
	3-1-③-3	「認定を受けようとする学部・学科等の教育課程及び教員組織の概要（教科又は教職に関する科目）」
	3-1-③-4	「認定を受けようとする学部・学科等の教育課程及び教員組織の概要（教職に関する科目）」
	3-1-③-5	「認定を受けようとする学部・学科等の教育課程及び教員組織の概要（小学校教科に関する科目）」
	3-1-③-6	「認定を受けようとする学部・学科等の教育課程及び教員組織の概要（中学校に関する科目）」
	3-1-④-2	「認定を受けようとする研究科・専攻等の教育課程及び教員組織の概要」
	3-1-⑥-3	「外国人教師一覧」
	3-3-①-3	「鳴門教育大学自己評価結果報告書」（平成17年度版）
	3-4-①-4	「ティーチング・アシスタントの採用を必要とする授業科目」
	3-4-①-5	「平成19年度ティーチング・アシスタント採用計画」
基準4	4-2-④-1	「鳴門教育大学と徳島県内高等学校進路担当課長との懇談会資料」
基準5	5-1-①-1	「平成19年度学校教育学部時間割表」（1～4年次）
	5-1-①-2	「各専修別・授業科目区分等別の所要修得単位数一覧表」（第2表 鳴門教育大学学校教育学部履修規程別表第4〔第5条関係〕抜粋）
	5-2-①-5	「ティーチング・アシスタント実施要項」
	5-2-②-3	「授業評価アンケート調査票」
	5-4-①-3	「平成19年度大学院学校教育研究科時間割表」
	5-4-⑤-3	「平成19年度大学院授業概要」（目次抜粋）
	5-6-①-3	「平成18年度 学位論文内容の要旨」（抜粋）
	5-6-③-1	「平成18年度 言語系（国語）コース修士論文中間発表会プログラム」
	5-7-①-3	「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」（別表第4抜粋）
基準6	6-1-③-4	「鳴門教育大学大学院の教育研究についての調査」集計結果のまとめ（抜粋）
	6-1-⑤-1	「鳴門教育大学の教育についてのアンケート」集計結果のまとめ（抜粋）
基準7	7-1-②-1	「鳴門教育大学クラス制度に関する要項」
	7-1-③-1	「鳴門教育大学学生の生活と意識—平成17年度学生生活実態調査報告書—」（冊子）
	7-1-⑤-1	「平成19年度外国人留学生名簿」

	7-2-①-3 7-2-②-2 7-2-②-5 7-3-①-3 7-3-①-6 7-3-①-8 7-3-①-9	「高度情報研究教育センター活動報告」(鳴門教育大学情報教育ジャーナル抜粋) 「課外活動」(平成19年度学生生活案内抜粋) 「課外活動認定団体活動援助金配分に係る運用基準」 「心身健康研究教育センターのしおり」 「なくそう!ハラスメント!!」(パンフレット) 「アカデミック・ハラスメント等の人権侵害のない快適な学習・教育研究・職場環境のために」 「就職支援室組織図」
基準8	8-1-①-3 8-1-①-4 8-1-②-1 8-1-③-6 8-1-③-7 8-1-③-8	「講義室使用状況調査」(平成18年度) 「キャンパスマスタープラン」(抜粋) 「ネットワーク構成図」 「図書館利用案内」 「実技教育研究ノート えぼく」(抜粋) 「高度情報研究教育センター(案内)」
基準9	9-1-②-1 9-1-②-2 9-1-③-1 9-1-④-1 9-2-②-1	「平成17年度学生による授業評価実施報告書」(抜粋) 「平成17年度大学院生による授業評価実施報告書」(抜粋) 「教員養成専門職大学院(教職大学院)に対するニーズ調査のためのアンケート(集計結果)」(抜粋) 「鳴門教育大学におけるこれまでの教育研究の実施状況及び地域社会との連携状況等報告書」(抜粋) 「本学におけるFD推進事業の改善のための提言」
基準10	10-2-①-1 10-2-①-2 10-2-②-1 10-2-③-1 10-2-③-2 10-2-③-3 10-2-③-4 10-3-②-3 10-3-②-4 10-3-②-5 10-3-②-7	「中期計画」(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画(平成16~21年度) 「年度計画」(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画(平成16~18年度) 「損益計算書」(平成16~18年度) 「学内予算編成方針」 「講座等経費『大学分』配分方針」 「学長裁量経費編成方針」 「学長裁量経費活用方針」(平成16~18年度) 「監事監査計画」(平成16~18年度) 「監事監査結果報告書」(平成16~18年度) 「独立監査人の監査報告書」(平成16~18年度) 「会計内部監査実施報告書」(平成16~18年度)
基準11	11-1-①-3 11-1-①-5 11-1-①-6 11-1-⑤-1 11-2-①-1 11-2-②-3 11-3-④-1	「部局別職員別人員表」 「役職員」 「チーム制の導入について」 「平成18年度研修等実施実績」 「国立大学法人鳴門教育大学の中期目標」(抜粋) 「教職員掲示板(お知らせ)」(ウェブページ) 「評価結果の反映状況」